

(案)

## 地域森林計画書

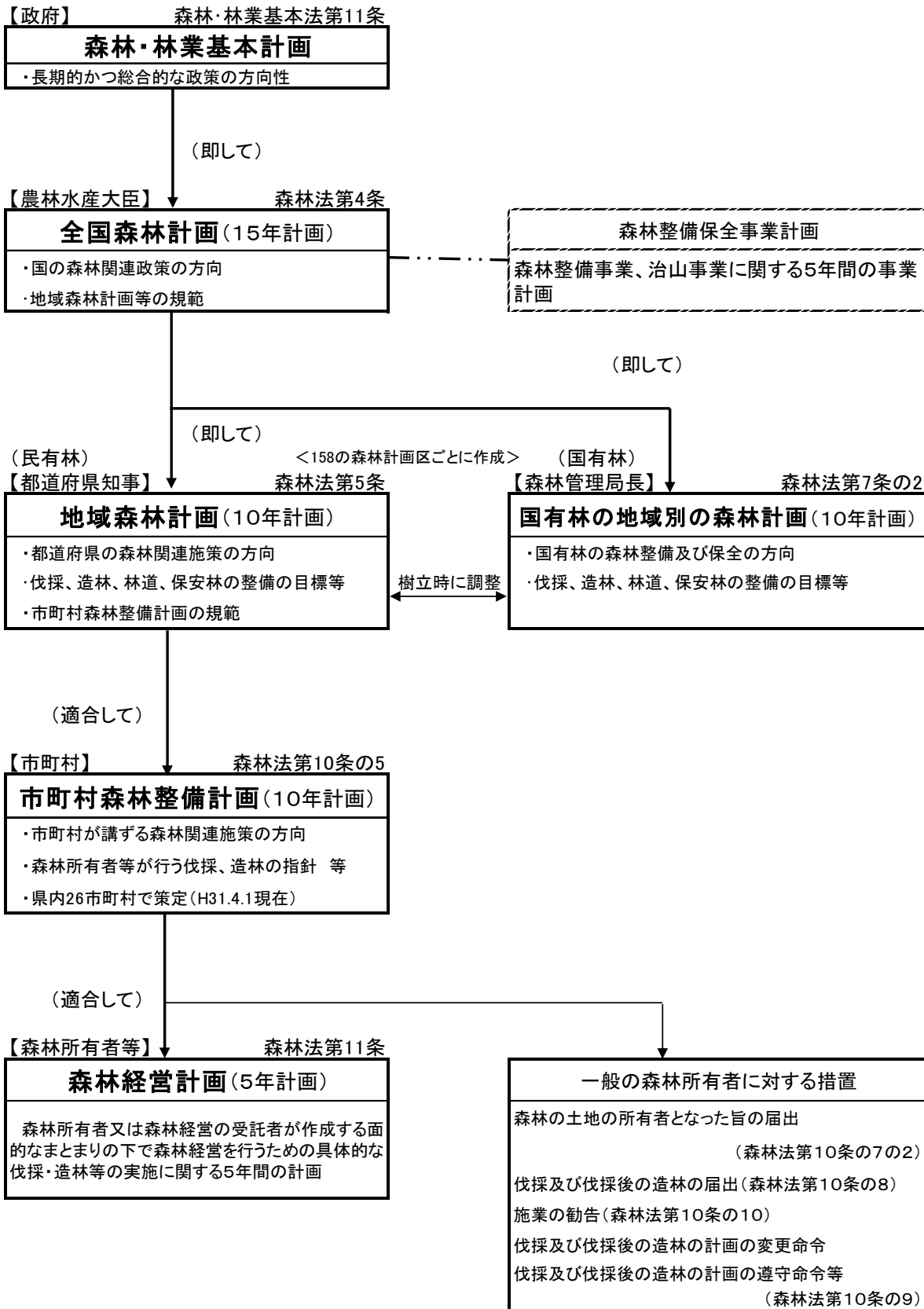
(富士川中流森林計画区)

自 令和 2年 4月 1日  
計画期間  
至 令和12年 3月31日

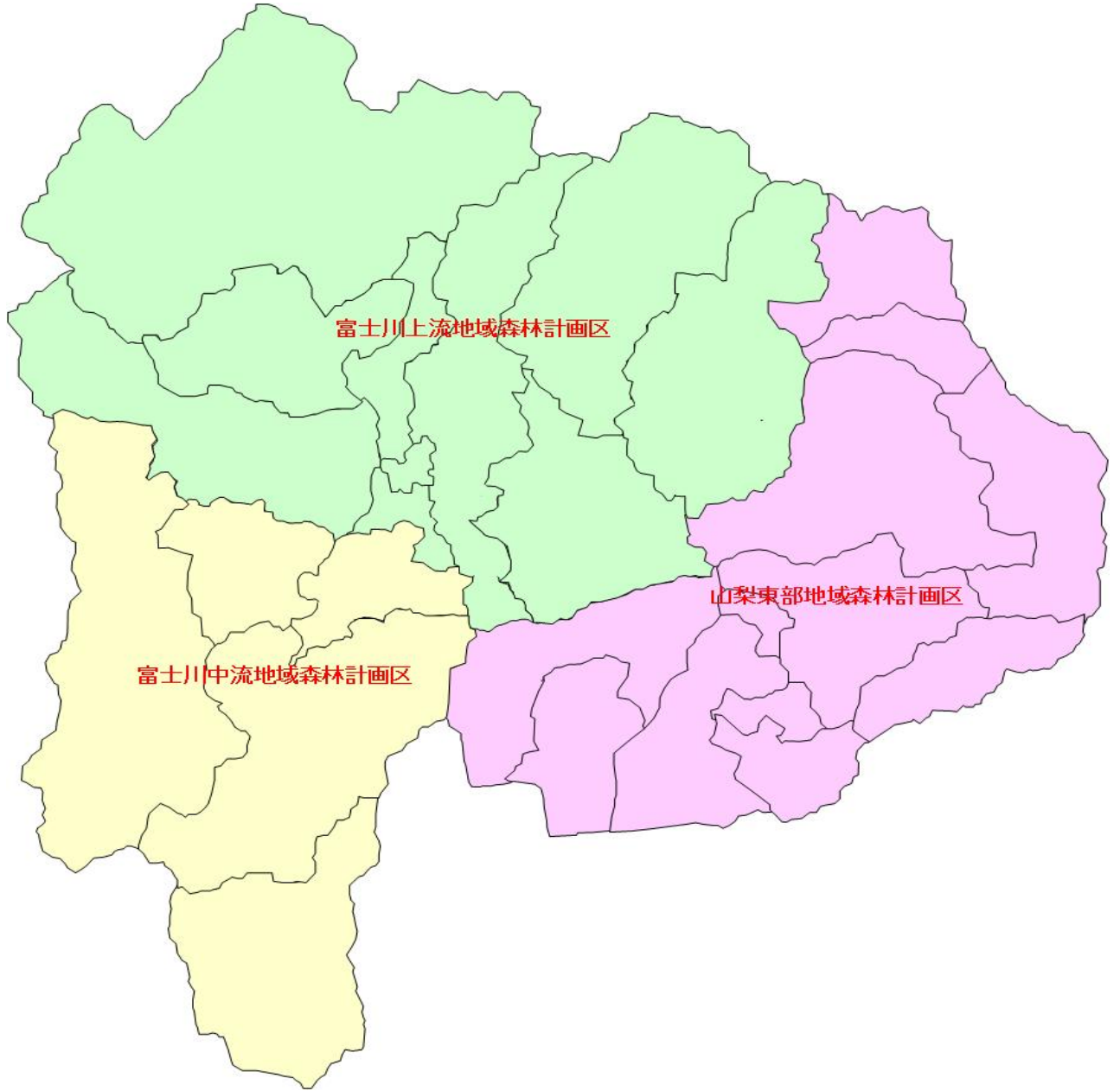
山 梨 県



# 森林計画制度の体系



# 山梨県森林計画区位置図



# 目

# 次

## I 計画の大綱

### 第1 森林計画区の概況

1	位置及び面積	2
2	自然的背景	3
3	社会的経済的背景	5
4	計画区内森林の現況	6
5	その他	9

### 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1	伐採立木材積	11
2	人工造林及び天然更新別の造林面積	11
3	林道の開設及び拡張の数量	11
4	保安施設の整備	12
5	要整備森林の施業の区分別面積	12

### 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1	計画区の課題	13
2	計画の基本的事項	15

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

1	地域森林計画の対象とする町別の森林面積	17
2	地域森林計画の対象としない森林	18

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	20
(1)	森林の整備及び保全の目標	20
(2)	森林の整備及び保全の基本指針	21
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	22
2	その他必要な事項	24

### 第3 森林の整備に関する事項

1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	25
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	25

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	26
(3) その他必要な事項	27
2 造林に関する事項	30
(1) 人工造林に関する指針	30
(2) 天然更新に関する指針	31
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	32
3 間伐及び保育に関する事項	33
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	33
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	34
(3) その他必要な事項	35
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	36
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	36
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	39
(3) その他必要な事項	39
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	40
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	40
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	40
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	41
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	41
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	41
(6) その他必要な事項	41
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	42
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	42
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	42
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	42
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	43
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	45
(6) その他必要な事項	46
<b>第4 森林の保全に関する事項</b>	
1 森林の土地の保全に関する事項	47
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	47
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	47

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	47
(4) その他必要な事項	47
2 保安施設に関する事項	49
(1) 保安林の整備に関する方針	49
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	49
(3) 治山事業の実施に関する方針	49
(4) 特定保安林の整備に関する事項	50
(5) その他必要な事項	50
3 鳥獣害の防止に関する事項	51
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	51
(2) その他必要な事項	51
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	52
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	52
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	52
(3) 林野火災の予防の方針	52
(4) その他必要な事項	52
<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	
1 保健機能森林の区域の基準	53
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	53
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	53
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	54
(3) その他必要な事項	54
<b>第6 計画量等</b>	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	55
2 間伐面積	55
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	55
4 林道の開設及び拡張に関する計画	55
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	62
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	62
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	64
(3) 実施すべき治山事業の数量	65
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	65

## 第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	66
(1) 保安林の施業方法	66
(2) 保安林施設地区の施業方法	71
(3) 自然公園内の施業方法	71
(4) 砂防指定地の施業方法	73
(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法	73
(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法	74
(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法	74
(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法	74
(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法	74
(10) 風致地区に指定された森林の施業方法	74
(11) 自然環境保全地区等の施業方法	75
(12) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法	76
(13) ユネスコエコパーク区域の施業方法	76



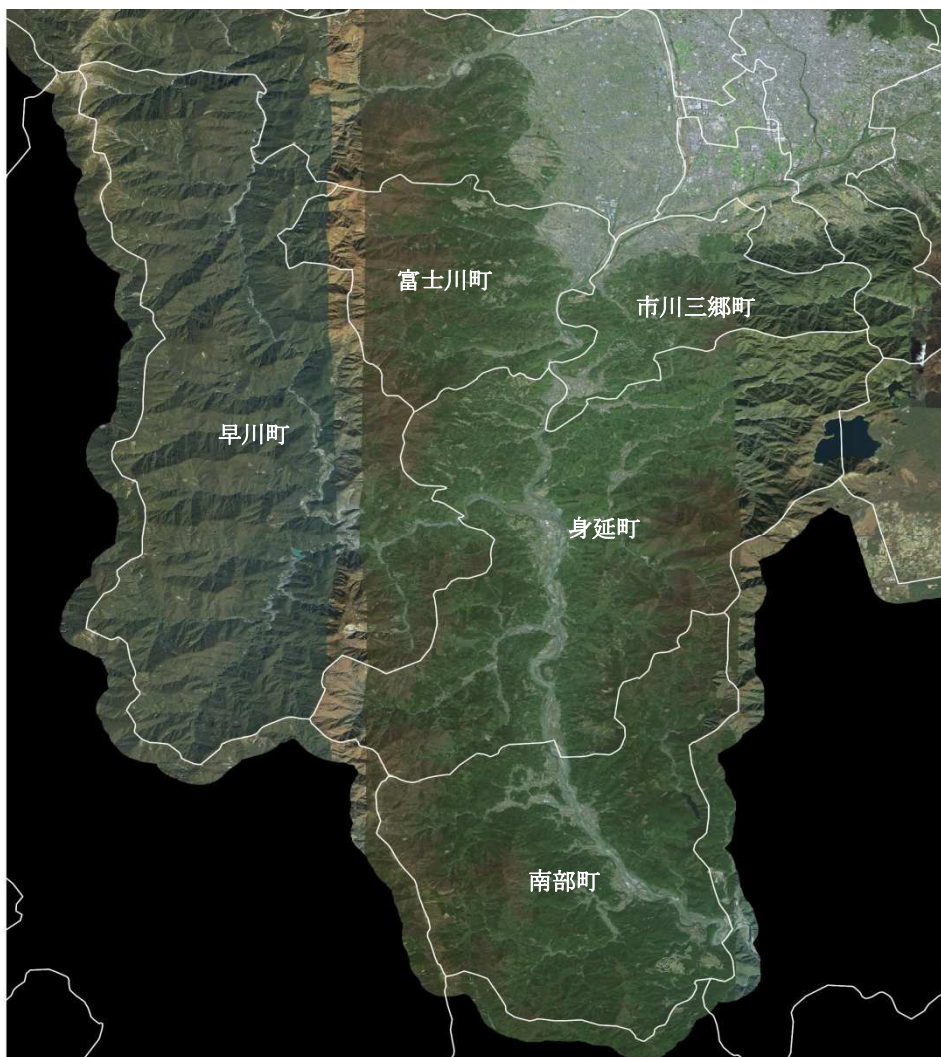
# I 計画の大綱

## (計画の目的)

本計画は、平成30年10月16日閣議決定された全国森林計画の実効を確保するため、同計画に即して、地域的な特性に応じた伐採、造林、林道、保安林等の整備の目標を定めるとともに、各市町村で策定する市町村森林整備計画の規範を示すことを目的に策定するものである。

計画の期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間とする。

計画区の衛星写真



© 日本スペースイメージング(株)

# 第1 森林計画区の概況

## 1 位置及び面積

### ●県の南西部に位置し、5町で構成され、県土面積の約24%を占める

富士川中流森林計画区（以下「計画区」という。）は、県の南西部に位置し、全国森林計画で定められた富士川広域流域に属し、行政区域は5町からなる総面積105,999haの区域となっており、県土面積の約24%を占めている。

区分	面積(ha)	割合
富士川中流	105,999	24%
全域	446,527	100%

※令和元年全国都道府県市区町村別面積調より



図1-1-1 計画区位置図

## 2 自然的背景

### (1) 地形

#### ●北西部は南アルプス連峰、北部には楡形山、南東部に竜ヶ岳

計画区の北西部には、間ノ岳（標高3,190m）や農鳥岳（標高3,026m）などの南アルプス連峰が連なり、静岡県北部と接している。

また、北部から中央部にかけては楡形山、源氏山、富士見山、身延山、南東部には竜ヶ岳、毛無山、白山山といった標高1,000m～2,000m級の山地が連なり、南下するに従って標高を低くし、計画区南端の南部町（標高150m）に至り、静岡県に接している。

### (2) 河川

#### ●中央を富士川が流れ、早川、常葉川が合流し、駿河湾へ

富士川上流森林計画区から流下してくる富士川が計画区を東西に二分しつつ南下し、計画区の中央付近において早川、常葉川などの中小河川が合流し、静岡県富士市において駿河湾に注いでいる。

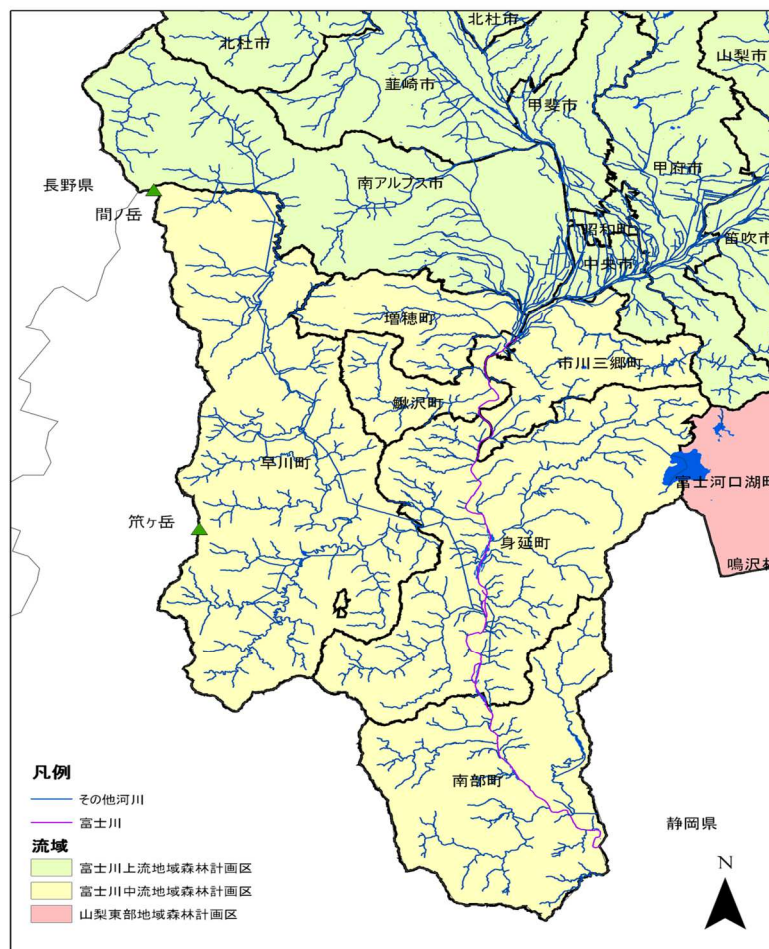


図1-2-1 水系図

### (3) 地質

#### ●西側を大断層である糸魚川～静岡構造線、他にも多くの断層が分布

富士川は、日本列島を東西に分割する糸魚川～静岡構造線に沿って流下する河川であり、多くの断層群が分布している。構造線の西側においては、砂岩・粘板岩で構成され、構造線に沿って帯状に分布し、県境をなす急峻な山脈をつくっている。一方、構造線の東側においては新第三紀の火山碎屑岩類・砂岩・泥岩・礫岩を主とする地質が複雑に分布する。北東域にあたる御坂山地の地域は火山碎屑岩類で構成され、南域の富士川沿いの低地帯は各種の固結堆積物と火山性岩石からなっている。

### (4) 土壌

#### ●大部分は褐色森林土壌、一部暗色系土壌、ポドゾル土壌が見られる

計画区の大部分を褐色森林土壌が占めている。このうち山腹の中部から下部にかけては団粒構造が発達し、一般的に弱酸性である適潤性型土壌が広範囲に分布している。また、山腹の中部には腐植分が少なく、比較的酸性である乾性型の土壌が見られる。

一方、計画区西部の標高1,600m以上では、腐植に富んだ強酸性である暗色系森林土壌が分布し、稜線部には樹木の成長に適さないポドゾル土壌が分布している。

### (5) 気候

#### ●南部は温暖多雨

計画区中北部は、降水量はやや多いものの、気温はほぼ県平均となっており、南部は温暖多雨で、県下でもスギの生育に適した気候条件となっている。

表 1-2-1 気候

	甲府	切石	南部
降水量(mm/年)	1,131	1,558	2,422
気温(℃)	15.4	14.2	15.3

※平成26年～平成30年の平均 気象庁HPより作成

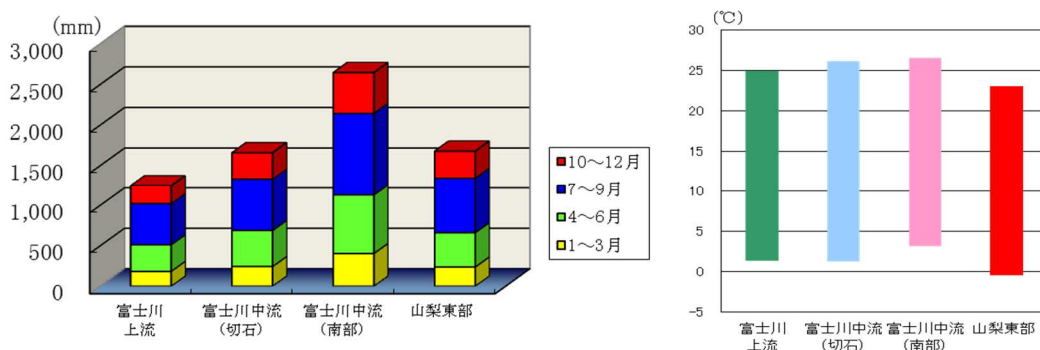


図 1-2-2 地域森林計画区別降水量及び気温分布図

### 3 社会的経済的背景

#### (1) 人口

##### ●計画区内の人口は約6万人で減少している

計画区内の人口は、県全体の6%にあたる52,771人で、人口密度は、県全体の187人/㎢に比べ、計画区内は50人/㎢(区内平均)と低い状況である。

表1-3-1 人口 (単位:人)

区分	平成27年度	平成22年度	増減
計画区	52,771	58,137	-5,366
県全体	834,930	863,075	-28,145
率	6%	7%	

※平成27年度国勢調査より

#### (2) 産業別就業者数

##### ●林業従事者の占める割合は、0.6%で県全体の平均より高い

就業者数は、第3次産業が最も高く、第2次産業、第1次産業の順となっており、林業従事者の占める割合は0.6%と県全体の平均よりも高くなっている。

表1-3-2 産業別就業者数 (単位:人)

区分	第1次産業		第2次産業	第3次産業	分類不能	計
		うち林業				
計画区	1,063	152	8,383	15,612	124	25,182
	4.2%	0.6%	33.3%	62.0%	0.5%	100%
県全体	29,367	960	113,674	257,263	8,510	408,814
	7.2%	0.2%	27.8%	62.9%	2.1%	100%

※平成27年度国勢調査より

#### (3) 交通

##### ●中部横断自動車道の建設、早川・芦安連絡道路の計画が進んでいる

産業・経済の動脈である主要な交通網については、JR身延線と国道52号が計画区の中央を流下する富士川に沿って南北に縦断し、甲府市と静岡県富士宮市や静岡市を結んでいる。なお、現在中部横断自動車道が建設中であり、完成後は交通網の充実が図られるとともに、物流の拡大、産業の発展などの様々な効果が見込まれている。

また、早川町については主要地方道甲斐早川線(早川・芦安連絡道路)が建設中であり、通年での観光、災害時の孤立集落の解消などにおいて大きな効果が期待されている。



## 4 計画区内森林の現況

### ●国立公園である南アルプスは、ユネスコエコパークにも登録される

計画区の森林は、県土の保全、水資源の確保、洪水の防止など県民が生活する上で重要な役割を担っている。

一方、南アルプス国立公園や富士箱根伊豆国立公園、県立南アルプス巨摩自然公園に指定されている区域もあり、自然景観に恵まれた地域となっている。更に、平成26年6月に南アルプスはユネスコエコパークにも登録され、わが国を代表する自然環境を有しており、観光・保健・文化・教育面等からも重要な地域となっている。

### (1) 森林の所有構造

#### ●私有林が60%、1ha未満の小規模な所有形態が多い

森林の所有形態の内訳は、次のとおりである。

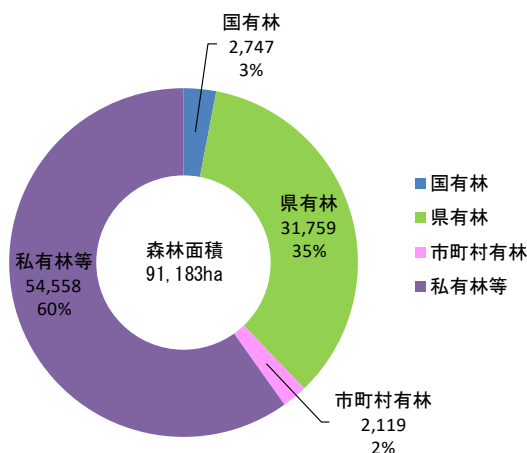


図1-4-1 森林所有形態 (単位 面積:ha)

私有林の所有形態では、1ha未満の所有が65%を占め、1箇所あたり面積も1ha未満が79%と小規模、零細な構造となっている。

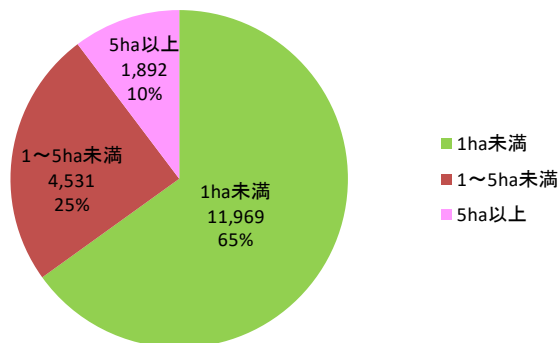


図1-4-2 森林所有規模別 (単位 所有者数:人)

## (2) 森林資源の状況

●天然林が53%と半分を占め、人工林では、ヒノキ(39%)、スギ(30%)が多い

森林資源の状況については、次のとおりである。

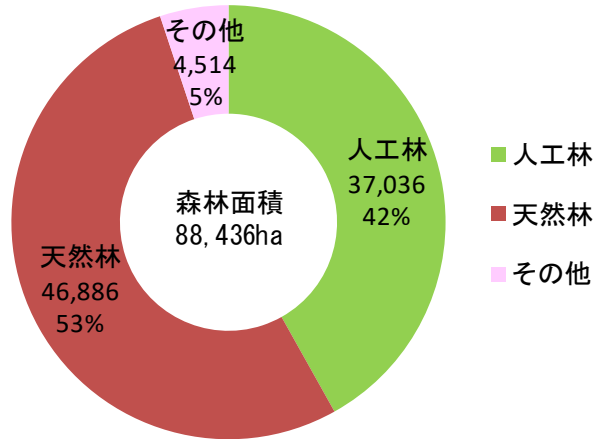


図1-4-3 森林資源 (単位 面積:ha)

※国有林を除く

人工林率は、42%とほぼ半分が人工林となっており、このうちヒノキ、スギの比率が高くなっている。

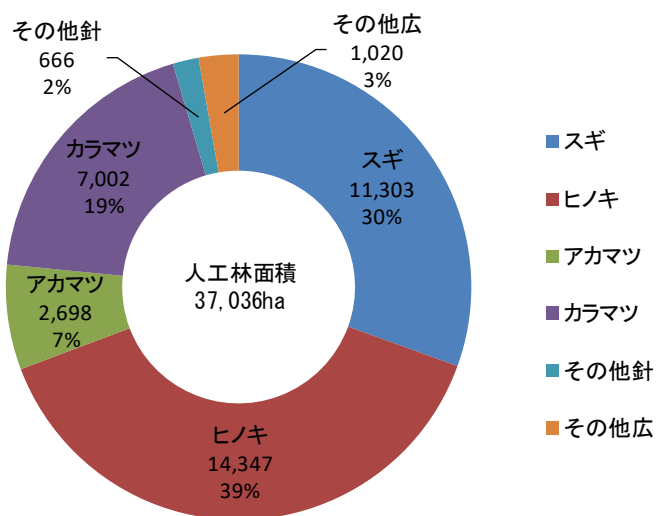


図1-4-4 樹種別構成表 (単位 面積:ha)

※国有林を除く

人工林の齢級別構成(面積)では、9齢級以上が90%を占め、利用可能な資源が年々増加している。

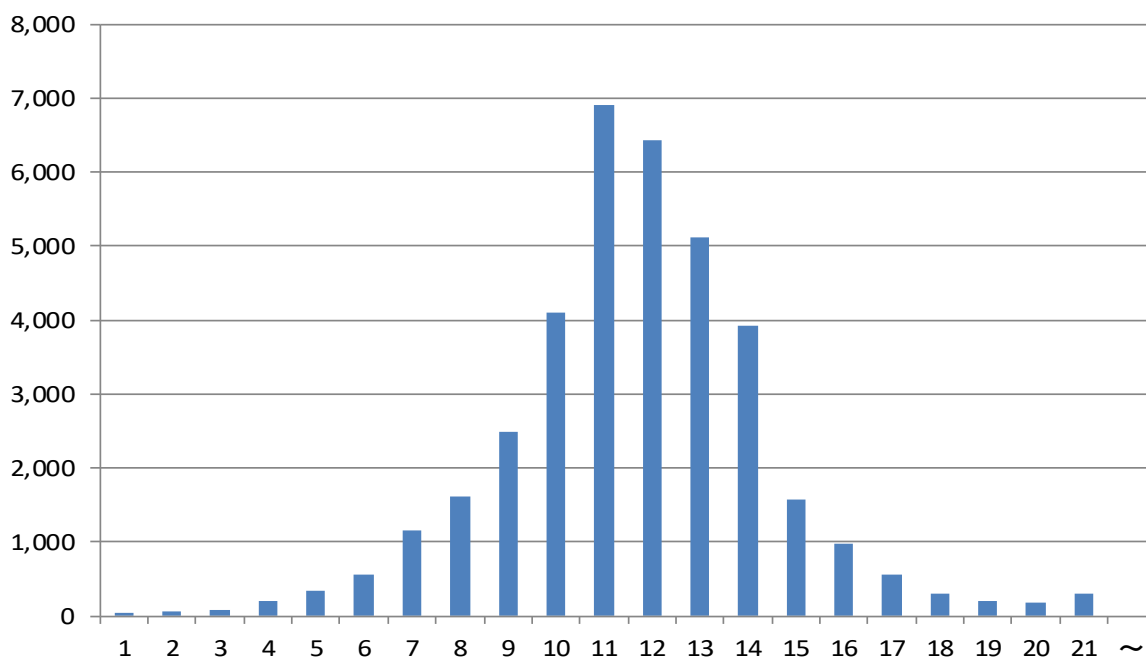


図1-4-5 齢級別人工林面積 (単位 面積:ha)

※国有林を除く

人工林の齢級別構成(材積)では、9齢級以上が94%を占め、利用可能な資源が年々増加している。

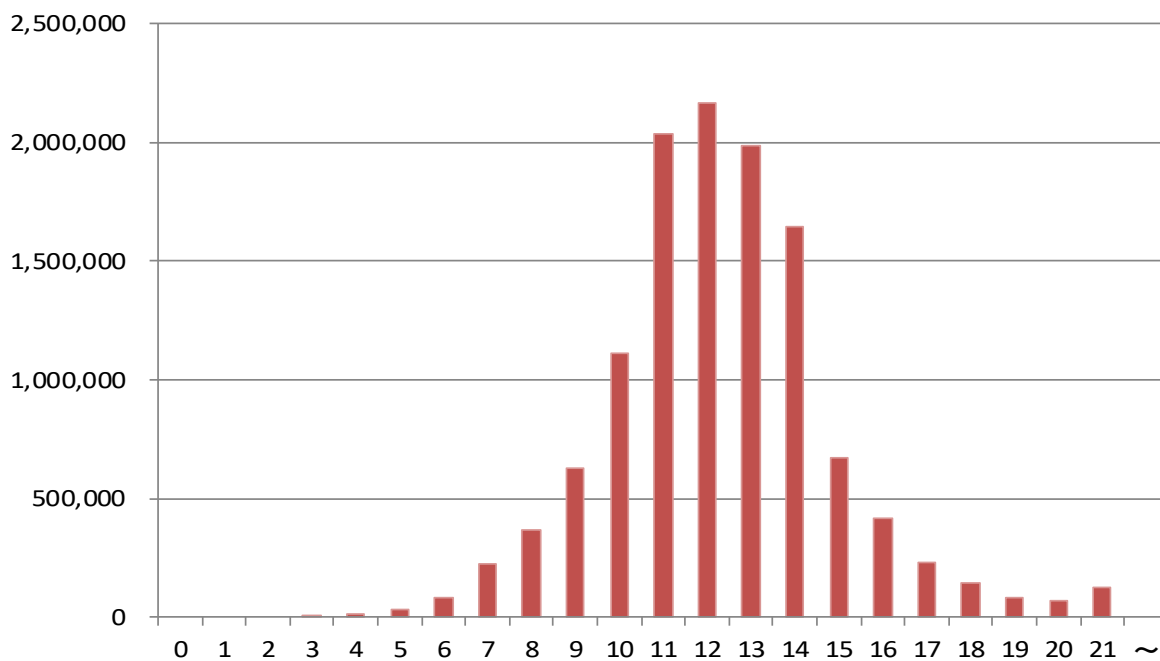


図1-4-6 齢級別人工林蓄積 (単位 蓄積:m³)

※国有林を除く



### (3) 保安林等の指定状況

#### ●区域の53%が保安林、そのうち約85%が水源かん養保安林

計画区の森林のうち、46,434ha が保安林に指定されており、国有林を除く森林の53%を占めている。

表1-4-1 保安林の状況

(単位：ha、%)

区分	水源かん養	土砂流出防備	干害防備	保健	合計
面積	39,500	5,141	122	1,671	46,434
割合	85.1	11.1	0.3	3.6	100.0

注1 四捨五入のため、合計は一致しない場合がある。

2 面積については、延数である。

計画区には、富士箱根伊豆国立公園の一部794ha、南アルプス国立公園の一部2,732ha、県立南アルプス巨摩自然公園の一部4,285ha、県立四尾連湖自然公園362ha が指定されており、合計で8,173ha の自然公園等が指定されている。これは、国有林を除く森林の9%を占めている。

## 5 その他

### (1) 身延・南部地域の民国連携による森林整備

#### ●国・県・森林組合が連携、森林整備協定締結

身延・南部地域において民有林、県有林、国有林を一つのまとまった森林として整備するため、林野庁関東森林管理局・独立行政法人 森林総合研究所 森林農地整備センター・県・関係森林組合で協定を締結し、民国連携による森林整備事業が進められている。

### (2) 早川町のジビエ処理加工施設

#### ●早川町のジビエ処理加工施設が稼働

早川町内で捕獲されたシカの肉を処理する「早川町ジビエ処理加工施設」が稼働しており、精肉加工された製品は、町の新たな特産品として期待されている。

### (3) 身延町の竹炭づくり

#### ●身延町で竹炭、竹酢液を生産

「身延竹炭企業組合」が、竹炭及び竹酢液を製造・販売、民間企業との共同開発も行っている。地域の高齢者が中心となって活動しており、地域の雇用や町おこしに貢献している。

### (4) 身延町の大型合板工場

#### ●身延町に大型合板工場が完成

令和元年5月、身延町に県内初となる大型合板工場が稼働し、県産材の新たな需要が生じることとなり、木材生産事業者の安定的な収入が確保されるとともに、工場の稼働による新たな雇用、製品出荷等を担う運送業需要など、地域経済の発展に大きく貢献することが見込まれる。

## 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期5箇年分の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりである。

### 1 伐採立木材積

#### ア 実行結果の概要

単位 材積:千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐									間伐		
				小計			針葉樹			広葉樹					
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	482	301	62%	132	140	106%	116	135	117%	17	5	31%	350	162	46%

#### イ 評価

- ・主伐については、広葉樹の需要が少なかった一方、針葉樹ではスギ、ヒノキ、カラマツに一定の需要がみられたことから、計画量に対して117%の実行量となった。
- ・間伐については、手入れがされず細い木が過密化した荒廃森林での実施が多かったこと等から、材積としては計画の46%の実行量となった。

### 2 人工造林及び天然更新別の造林面積

#### ア 実行結果の概要

単位 面積:ha

区分	総数			人工造林			天然更新		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	1,562	369	24%	467	242	52%	1,095	127	12%

#### イ 評価

- ・人工造林については、獣害対策を含む再造林経費の負担等により、計画を下回った。
- ・天然更新については、広葉樹の主伐の実行量が計画に比べて少なかったことから、計画を下回った。

### 3 林道の開設及び拡張の数量

#### ア 実行結果の概要

単位 延長: km

区分	開設			改築			改良			舗装			備考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
計画区総数	24.2	10.9	45%	7.0	1.9	27%	8.0	4.5	56%	3.5	1.5	43%	

## イ 評価

- ・公共事業予算の減少や人件費のコスト増等により、林道の開設は計画量に対して45%の実行量となっている。
- ・なお、簡易な規格による森林作業道の作設も進んでいることから、路網全体の延長は伸びている。

※森林作業道延長 87km（平成26年度末）→ 119km（平成30年度末）

## 4 保安施設の整備

### (1) 保安林の指定面積

#### ア 実行結果の概要

単位 面積:ha

区分	水源の涵養のための保安林			災害の防備のための保安林			保健風致の保存等のための保安林			合計		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	495	281	57%	240	115	48%	-	-	-	735	396	54%

## イ 評価

- ・保安林指定については、市町村や森林組合の協力のもと森林所有者等の同意の取得に努めたが、計画量を下回った。

### (2) 治山事業施行地区数

#### ア 実行結果の概要

単位 地区数

区分	治山事業施行地区数		
	計画	実行	実行歩合
計画区総数	86	98	114%

## イ 評価

- ・台風災害等により新たに緊急的に実施する箇所が生じたため、計画を上回る実行となった。

## 5 要整備森林の施業の区分別面積

該当なし

## 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

### 1 計画区の課題

#### (1) 多様な森林整備の促進

##### ●木材生産機能を発揮しつつ、他の多面的な機能も高度に発揮

本計画区は、県内でも林業の盛んな地域であることを踏まえた木材生産機能の発揮はもとより、水源の涵養、<sup>かん</sup>県土や自然環境の保全、地球温暖化防止及び地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨等による災害防止、レクリエーションや森林環境教育の場としての利用など、森林の多面的な機能を高度に発揮させるため、森林の機能区分にふさわしい多様な森林整備を実施する必要がある。

さらに、手入れ不足で公益的機能の低下が危惧される私有林においては、積極的に森林整備を進めていく必要がある。

#### (2) 森林の保全及び保護

##### ●自然公園、エコパーク登録地域としての貴重な自然の保全・保護

本計画区は富士川を中心として、西側には2,000mから3,000m級の高峰が連なり、標高差が大きいため林相は多様で、様々な動植物が生息、生育する地域であり、南アルプス国立公園及び県立南アルプス巨摩自然公園にも指定されていることやユネスコのエコパークにも登録されていることから、森林の適正な管理により生物多様性の豊かな貴重な自然環境を保全する必要がある。

また、日本列島を東西に分割する糸魚川―静岡構造線が通過し、地形が急峻で、地質も多様なため、山腹崩壊や土砂流出、地すべりなどが発生しやすいことから、山地災害を未然に防止する必要がある。

計画区の松くい虫被害対策については、被害面積、被害材積ともに減少しているが、引き続き適切な防除を図ることが必要である。

また、近県に被害が広がっているナラ枯れについては、病原菌を媒介するカシノナガキクイムシの生息域調査や被害木の早期発見と防除に努め、被害拡大の未然防止を図ることが必要である。

#### (3) 人工林資源の循環利用の促進

##### ●資源量の多いスギ・ヒノキの木材利用の促進

本計画区は、スギ・ヒノキの人工林を中心とした豊かな森林が広がっており、戦後、地域住民が営々として造成してきた森林が着実に成長してきたものである。今後は利用可能な資源が増加するため主伐を推進していくとともに、長伐期化により高齢級の人工林が増加していくことから利用間伐を一層推進し、利用促進を図る必要がある。

また、現在人工林は不均衡な齢級構成となっているため、持続的な木材生産を

進める観点からも、利用可能な立木の伐採を行い、確実な更新を行うことで、年齢構成の平準化を図ることが必要である。

#### (4) 林業の振興

##### ●施業の集約化などによる採算性の向上

林業の採算性の悪化や木材価格の低迷などから、森林所有者の施業意欲は減退しているが、計画区内の人工林資源は利用可能な時期を迎えつつあり、この資源を有効に活用していくことが求められている。

このため採算性の向上を目指し、小規模林地を面的にとりまとめる施業集約化や合理的な路網整備、低コスト施業を意欲的に導入する林業事業者の育成、品質の高い県産材を安定的に供給できる体制の整備、これまで未利用であった林地残材等の木質バイオマス等への利活用などの取り組みにより、林業の振興を図っていく必要がある。

また、林業就業者数は近年微増の傾向があるものの、今後も引き続き担い手の確保・育成が必要である。

#### (5) 里山地域の保全

##### ●荒廃化している里山林の保全・整備

計画区内には、山間に集落が点在していることから、農地と林地が重なり合う里山の地域が多く、こうした地域の森林は、美しい農山村の景観を作り出すとともに、農家や林家の生活、生産の基盤となっている。

しかし、近年は手入れがされず荒廃した森林や森林化若しくは原野化した耕作放棄地が増大し、鳥獣による農林業被害の増加をもたらすと同時に景観の悪化を招いていることなどから、里山林の保全・整備を図る必要がある。

#### (6) 県民参加の森林づくり

##### ●地域住民等のボランティア団体・NPO法人・企業等による森づくりの推進

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、林業関係者のみならず、森林の整備・保全を社会全体で支えるという意識を醸成していくことが重要であり、地域住民等のボランティア団体、NPO法人、企業、都市住民等が連携した森林整備や木材利用などの取り組みをとおして「県民参加の森づくり」を推進することが必要である。

また、近年は、企業と森林所有者などが協定を結び、企業の森づくり活動が行われており、このような活動を促進することが必要である。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 森林整備の方針

#### ●森林の機能に応じた森林づくりによる高度な多面的機能の発揮

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、発揮を期待する機能に応じ、水源涵養機能、山地災害防止/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能の区域を明らかにし、その機能を十分発揮できるよう各機能に応じた望ましい森林の姿を示しながら、目的に応じた森林づくりを進めるものである。

なお、森林は、生物多様性の保全への寄与、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としての重要な役割等、高度に発揮すべき機能を併せ持っていることから、自然的条件や地域のニーズ等を総合的に勘案し、望ましい森林の姿を目標とした適切な森林の整備及び保全を図ることとする。

### (2) 森林の保全及び保護の方針

#### ●災害に強い県土づくりのための保安林指定や事業の実施

地域住民の生命と財産を守るため、山地災害防止機能や快適環境形成機能をはじめとする森林の有する公益的機能を発揮させ、災害に強い県土をつくるという観点から、森林の区分に応じて計画的に保安林を指定し、荒廃地の復旧と災害の未然防止を図る。

また、緊急に整備を要する機能が低下している保安林については、今後、その解消を図るため、特定保安林に指定するとともに、保安林の機能が適切に発揮されるよう森林整備事業、治山事業等複数の施策を効果的に組み合わせた対策を実施していくこととする。

さらに、森林の健全性を維持するため、松くい虫をはじめとする病虫獣害に対する防除や日常の管理を通して山火事の未然防止に努める。

### (3) 林業・木材産業の振興の方針

#### ●県産材の安定供給、森林組合の体質強化、効率的な作業システムの普及

充実しつつある人工林資源の利用拡大を通じて林業・木材産業の振興を図るため、森林所有者や林業事業者等の林業関係者による県産材の安定供給体制の確立に向けた取組を強化するとともに、森林経営計画の作成による施業の集約化や森林組合の体質強化、効率的な作業システムの普及など関係者が一体となった取組を促進する。

また、森林の多面的機能を発揮する上で重要な役割を果たしてきた山村地域の活性化を図るため、特用林産物の需要の拡大や未利用森林資源を利用した商品の開発・普及など体制の強化を図る。

#### (4) 森林の保健機能の増進に関する方針

##### ●野外活動や環境教育、里山体験活動などの利用の推進

森林の保健・文化・教育的利用への県民のニーズは、野外活動や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、自然とのふれあいの場など多様化している。このため、NPO法人、ボランティア団体や都市住民とも連携し、森林の保健文化機能の維持増進やその利用に対する支援を行っていくものとする。

また、計画区には、農地と森林とが重なり合い人々の生活と結びついた、いわゆる里山地域が数多くあることから、地域住民が中心となり継続的に保全・利用する仕組みを構築し、里山の再生を図りながら体験活動や健康づくりの場としての利用を推進する。

さらに、学校林の整備・活用、緑の少年隊の活動等を通じて、次世代を担う子供たちのための森林環境教育の場として森林を利用することも推進する。

#### (5) 市町村森林整備計画との連携

##### ●森林整備の目標や森林施業など市町村森林整備計画の指針

地域森林計画では、森林計画区を単位とした森林整備の目標、その達成のための森林施業及び条件整備の方向性を示し、市町村における森林整備の推進方向を定めている。

市町村森林整備計画は、本地域森林計画の指針や基準を参考としつつ、市町村内の森林について、発揮を期待する機能の区域を明らかにしたうえで、具体的な施業方法等を定め、森林所有者等が森林施業を実施し、森林経営計画を作成する上での手引きとなるよう計画を策定するものである。

なお、市町村森林整備計画の策定にあたっては、市町村ごとの課題・目標を明確にした上で地域の森林整備を推進していくものとする。



## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定されている森林のうち、自然的、経済的、社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向から見て、森林として利用することが相当と認められ、その有する機能の維持増進を図るため効率的な整備を図るべき民有林を、計画対象として定めた。

#### 1 地域森林計画の対象とする町別の森林面積

単位 面積：ha

区分		面積			備考
		総数	県有林	民有林	
総数		88,436	31,759	56,677	
峡南 林務 環境 事務所	市川三郷町	4,717	604	4,114	
	早川町	35,117	16,614	18,502	
	身延町	24,014	7,080	16,934	
	南部町	15,410	2,587	12,823	
	富士川町	9,178	4,874	4,304	

※県有林の植樹用貸地は民有林に含む。

- 注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の県有林及び民有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、全部を森林環境部森林整備課、関係部分を峡南林務環境事務所、計画区の当該市町村とする。
- 3 計画の対象とする森林のうち、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く森林については、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可、同法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。
- 4 計画の対象となる森林は、森林法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出の対象となる。

## 2 地域森林計画の対象としない森林

- ① 地域森林計画の対象に含めない森林は次のとおり。
- ア 近接する森林と森林施業上の関連を有しない0.3ha以下の森林
  - イ 都市計画法による市街化区域内の森林または市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域として定められている区域内の森林であって、当該市街化区域または用途地域として定められている区域外の森林と森林施業上の関連を有しないもの及び都市計画法第29条または第59条に基づく許認可を受けたもの
  - ウ 国または地方公共団体が実施する事業（既に具体的な事業の実施について予算措置が講じられているものに限る。）により道路、鉄道、住宅用地、工業用地、農業用地等森林以外の用に供される森林
  - エ 県が締結した「立地、公害防止等」に関する事項を内容とする協定に係る事業地区内の森林及び市町村が締結した協定に係る事業地区内の森林であって、知事が地域森林計画の対象外とすることを適当と認めたもの
  - オ 森林法第10条の2の規定に基づく許可を受けた森林
- ② ①にかかわらず、次に掲げる森林は地域森林計画の対象に含めるものとする。
- ア 保安林及び同予定森林、保安施設地区及び同予定地区内の森林並びに地域森林計画において保安林の指定が計画されている森林
  - イ 森林法施行規則第10条各号に掲げる森林
  - ウ 地域森林計画において搬出方法を特定する必要のある森林並びに樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林として定めることが相当と認められる森林
  - エ 市町村森林整備計画において土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち複層林施業を推進すべき森林として定めることが相当と認められる森林
  - オ 飲料水及びかんがい用水の用水源である森林
  - カ 造林事業等の公共投資の対象となって相当期間を経っていない森林
- ③ ①にかかわらず、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域（特別保存地区を除く。）内の森林、首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域（特別緑地保全地区を除く。）内の森林、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域（特別緑地保全地区を除く。）内の森林等他法令により環境保全を目的とする地域指定が行われている地域内の森林及び都市緑地法等に基づき定められる特別緑地保全地区等として保全することが相当と認められる森林についても原則として地域森林計画の対象に含めるものとする。

- ④ 自然的経済的社会的諸条件及び周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが相当であることの判断は、上記によるほか、関係市町村長の意見を最大限尊重するものとする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

機能区分	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割や自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全を図ることにより健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮するため適切な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適正な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりである。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を基本とする。
山地災害防止機能／土壤保全機能	災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置することを基本とする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を図ることとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

#### ア 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3区分を定めることとする。

区 分		現況	計画期末
面積 (ha)	育成単層林	34,124	31,478
	育成複層林	3,050	5,972
	天然生林	51,262	50,986
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		228	235

注) 期待する機能の発揮に向けた森林として示される育成単層林、育成複層林及び天然生林については以下のとおり。

- 1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(※1)により成立させ維持される森林
- 2 育成複層林は、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層(※2)を構成する森林として人為により成立させ維持される森林
- 3 天然生林は、主として天然力(※3)を活用することにより成立させ維持される森林(天然生林には、未立木地、竹林等を含む。)

※1:「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然箇所更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2:「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

※3:「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

#### イ 森林の区分に応じた誘導の考え方

##### (ア) 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単

層林として確実に維持し、資源の充実を図る。

この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、間伐や択伐の実施により針広混交の育成複層林に誘導する。公益的機能の高度な発揮が特には求められない森林は、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

#### (イ) 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

#### (ウ) 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。



## 2 その他必要な事項

### (1) 公的関与による森林整備

林業の採算性の悪化を背景に、森林所有者の自助努力のみでは適切な森林整備が期待できない森林のうち、公益的機能の高度発揮が求められる森林については、県、市町村、森林整備センター等公的関与による森林整備を推進していく必要がある。

このため、間伐が適切に実施されず荒廃している人工林等について、森林所有者等と皆伐や転用を一定期間制限する協定を締結した上で、県の森林環境税を用いた森林整備を行い、公益的機能の高い森林へ再生を図る。

また、市町村においては、平成31年4月から施行された森林経営管理法に基づき、手入れ不足となっている私有人工林を主な対象として、森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が森林環境譲与税を活用するなどして自ら経営管理を実施していく。

### (2) 民間活力の導入

一般市民やNPO等が行うボランティア活動や森林体験活動が活発化するとともに、企業の社会的責任活動の一環として森林づくりへの参画が見られる現状を踏まえ、これらの民間活力の導入による森林整備についても推進する。

### (3) 林内路網の整備

低規格の森林作業道等開設により、低コストで効率的な作業システムを普及・整備し、収穫間伐等の森林整備を推進する。



### 第3 森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項について、各地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、施業制限の有無、木材の需要動向、公益的機能の発揮など森林に対する社会的要請等を勘案して計画事項を定めることとする。

なお、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること。）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等により適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持の必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

## イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、伐採率は30%以下とし、伐採後の造林が植栽による場合には40%以下とする。なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとする。

## ウ 人工林の主伐の時期

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を基礎として定める。

### 【基準】

樹種	生産目標	期待径級(cm)	主伐の時期(年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

なお、立木の標準伐期齢は、計画区内の標準的な立木の伐採（主伐）の時期として森林施業の指標、制限林における伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではない。

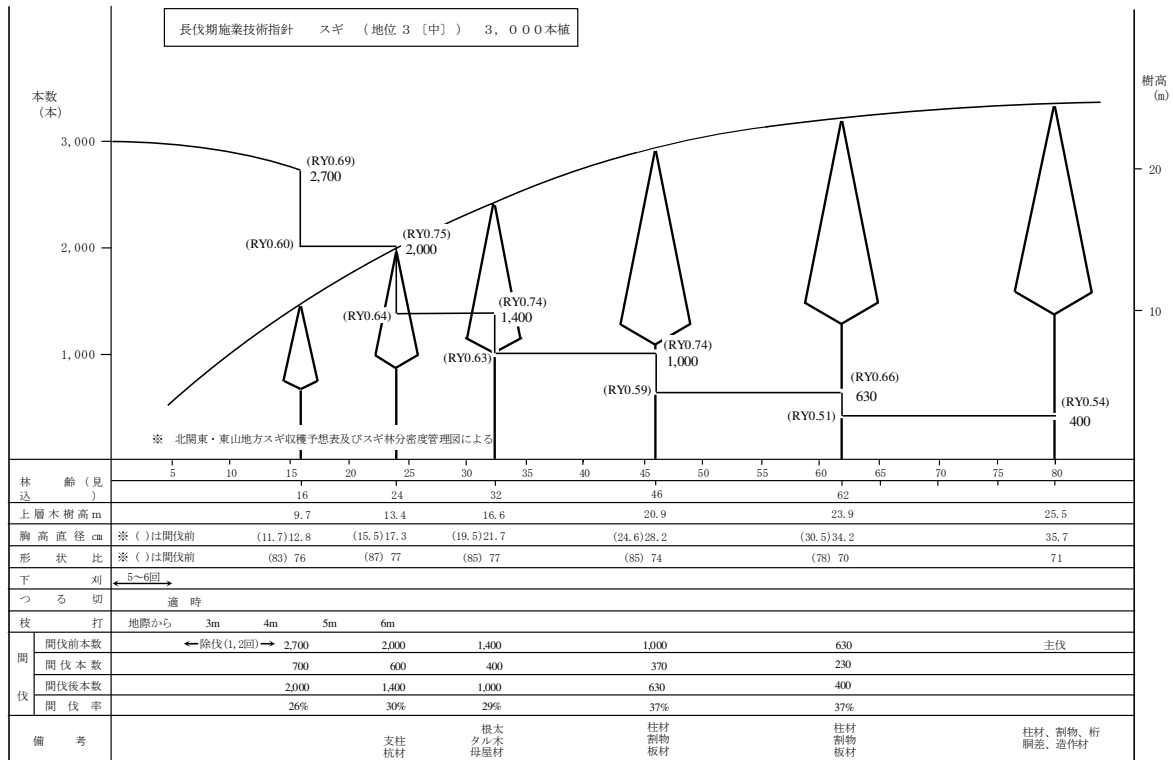
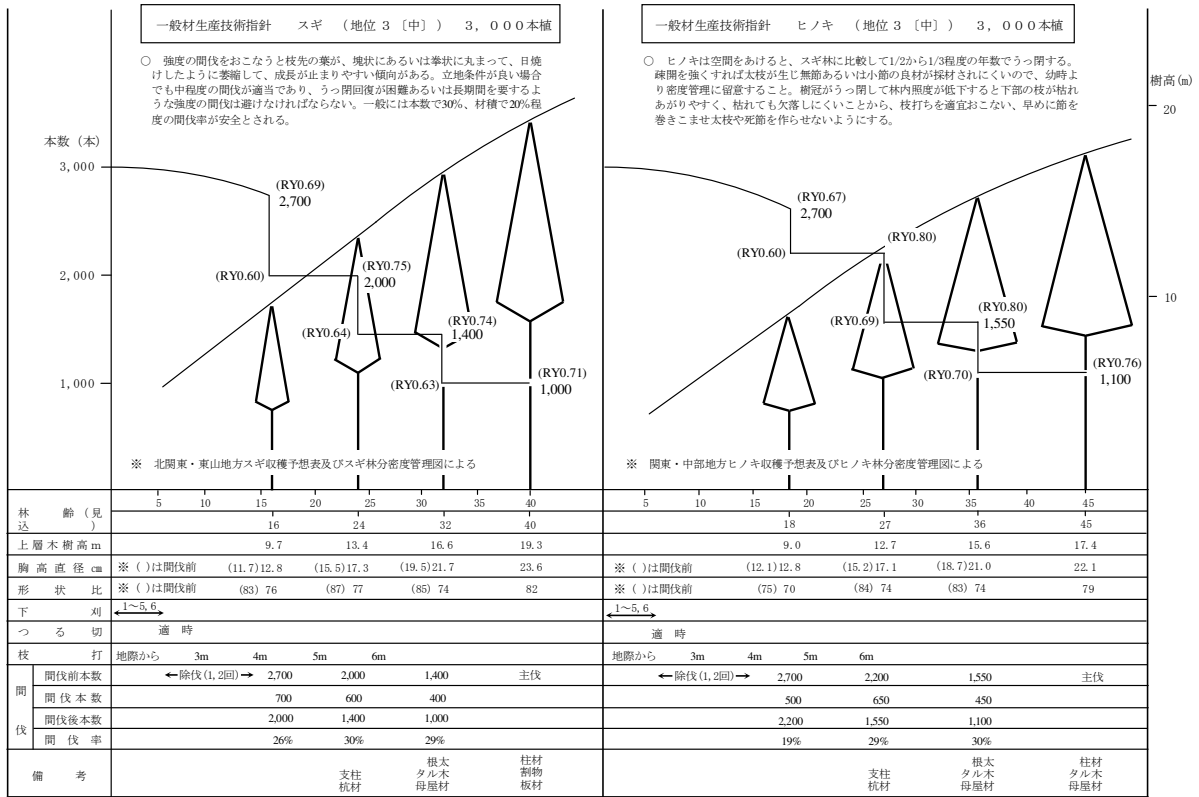
### 【基準】

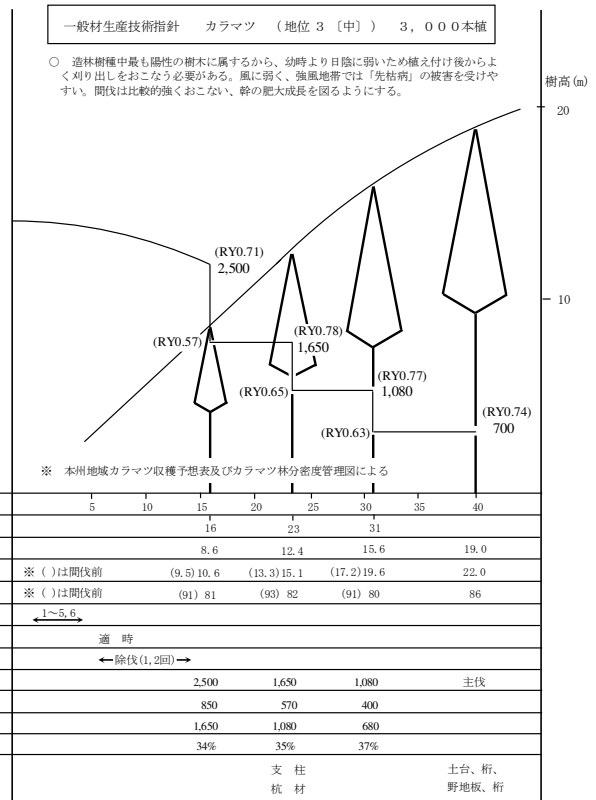
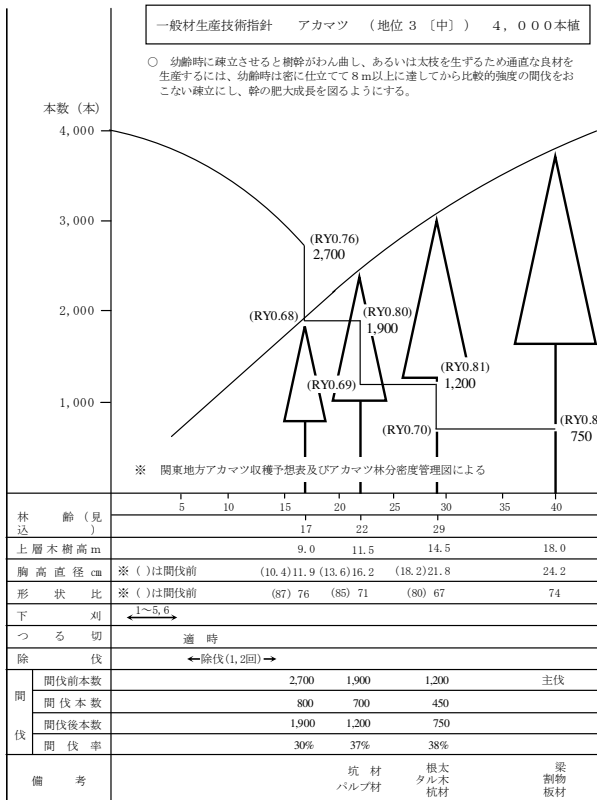
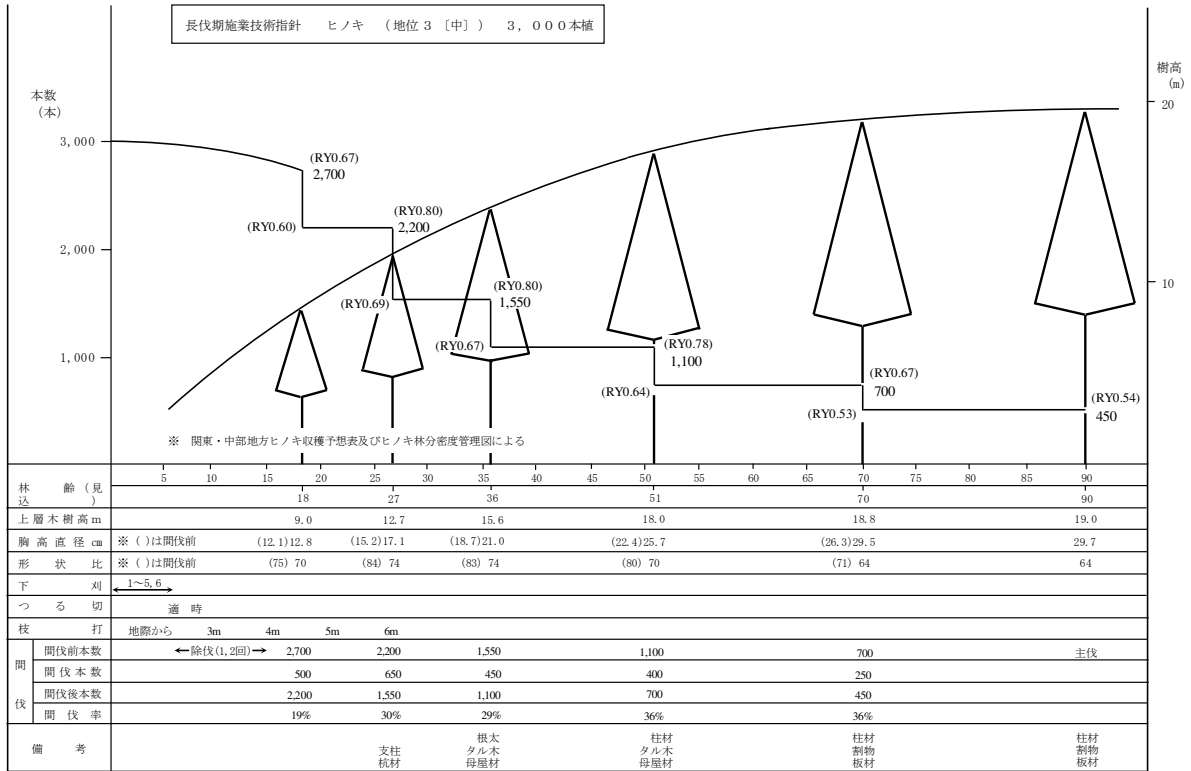
単位：年

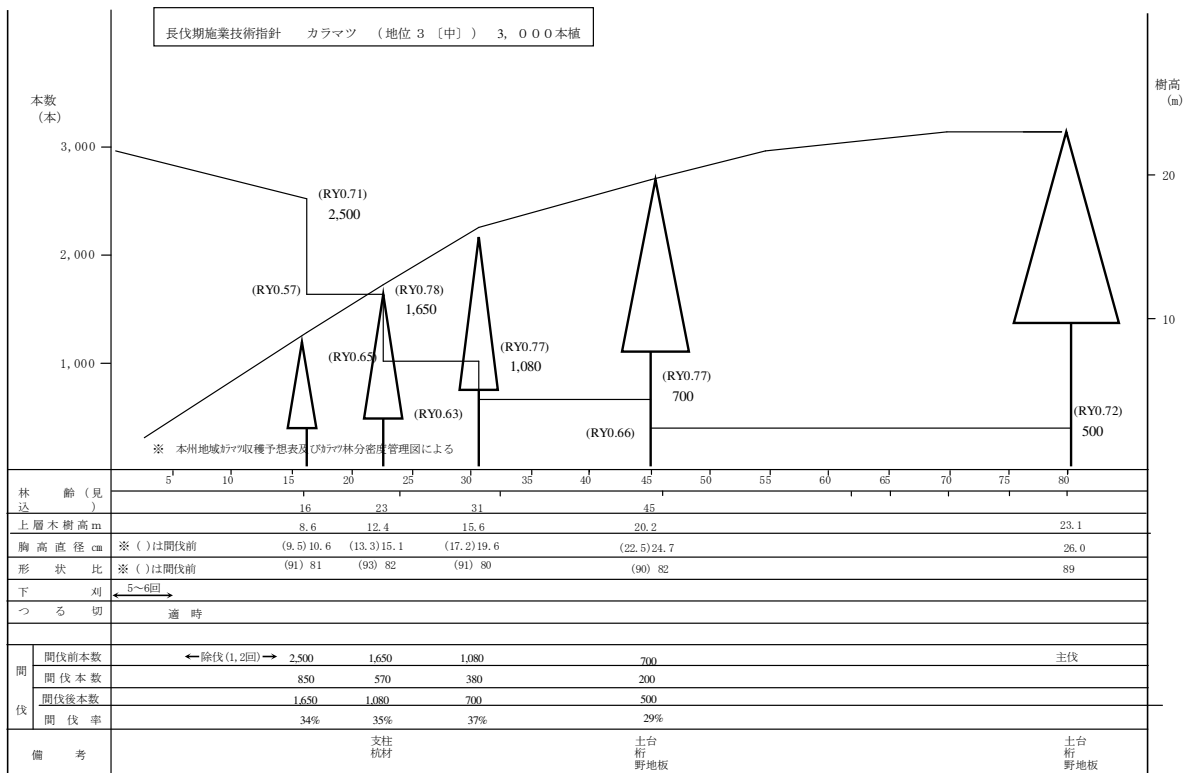
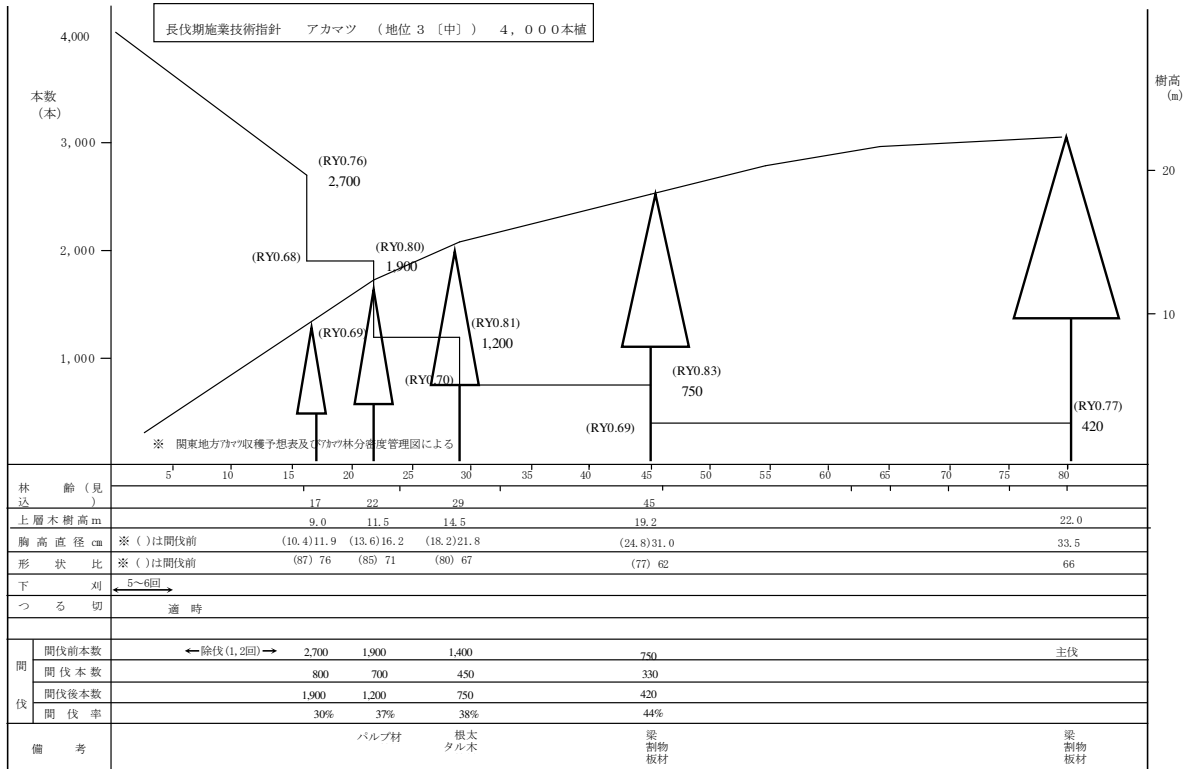
樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
林齢	40	45	40	40	50	70	30	15	50

### (3) その他必要な事項

・技術指針 (参考)







## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間については、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

また、人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定は適地適木を旨として、各地域の立地条件、既存造林地の生育状況及び獣害の有無を勘案し、成長に優れたものの導入に努め、針葉樹はスギ、ヒノキ、カラマツを主体に選定する。また、広葉樹は郷土樹種をはじめケヤキ、ミズナラ、カエデなどを利用目的別に、針葉樹と同様に諸条件を考慮し選定する。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### ① 人工林の植栽本数

主要樹種の植栽本数は下表の区分、本数を標準として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案し、目的とする森林経営によって定めるが、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を図ることを基本とする。

#### 【基準】

(単位:本/ha)

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ モミ	広葉樹
中仕立て	3,000 ～ 4,000	3,000 ～ 4,000	4,000	2,000 ～ 3,000	3,000	3,000 ～ 6,000

##### ② 人工造林の標準的な方法

###### a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋刈り地拵えとするなど適切な方法を選択し実施する。

###### b 植付方法

気候、立地条件及び既往の植付方法を勘案して定めるとともに、樹種の生理的条件を考慮し、適期に植付ける。また、周辺の林地の状況から獣害のおそれがある場合は、防護柵、ネット等の被害対策も同時に行う。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地については、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐後の人工造林による場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に更新するものとする。

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は天然力を活用し、地表かき起こし、刈出し、ぼう芽等により確実な更新が図られる樹種とし、針葉樹及びクヌギ、コナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズメ、ミズキ、イタヤカエデ、キハダ、ホオノキ、ミズナラ、その他高木性の郷土樹種を定める。

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる1～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立て本数2～3本を目安としてぼう芽整理を行う。

天然下種更新については、笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている場合には、末木枝条類の除去やかき起こし、あるいは稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、稚樹の発生が不十分な箇所においては植込みを行う。

なお、天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木本数として想定される本数(期待成立本数)は、10,000本/ha程度を標準とする。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図ることとする。

更新完了基準は次のとおり定め、現地確認により5年を経過しても完了基準の要件を満たすことができない森林については、天然更新補助作業の実施を検討する。なお、人工林を針広混交林へ誘導するための施業による天然更新については、この基準によるもののほか、保安林の指定施業要件の基準等によることも可能とする。

## 更新完了基準

主林木の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については収穫予想表上の期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

また、伐採後に更新すべき期間を超える伐採跡地については、早急な更新を図ることとする。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

以下のような天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において個々にその森林を特定する。

- ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・ 天然稚樹の生育が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林



### 3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定において定める事項の指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐・保育の実施状況を勘案して計画事項を定める。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の健全化、立木の生育の促進及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基準とし、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。

間伐基準表

樹種	植栽本数	間伐時期(林齢)				間伐の方法(%、本)		
		初回	2回目	3回目	4回目以降	(間伐率(本数))		
						初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て	14～	19～	27～	長期 伐 施 業	(20～30)	(25～30)	(25～30)
	3,000	18	26	32		550～750	500～700	300～500
ヒノキ	中仕立て	16～	23～	30～		(15～25)	(25～30)	(25～30)
	3,000	22	29	36		400～600	500～700	300～500
アカマツ	中仕立て	16～	21～	27～	(20～30)	(30～40)	(30～40)	
	4,000	20	26	32	700～900	600～800	300～500	
カラマツ	中仕立て	14～	19～	27～	(25～35)	(25～35)	(30～40)	
	3,000	18	26	32	700～900	500～700	300～500	

※上表において、材積における間伐率は35%を超えないこととする

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う旨を定めるものとする。

また、間伐本来の目的からすれば林木の生長に応じて弱度の定性間伐を繰り返すことが最良であるが、本基準表は標準的な施業の基準を示したものであり、実行に当たっては立地条件、造林木の生育状況及び生産目標等を勘案し、時期、回数、作業方法等を決定するものとする。

◎施業省力化を図った場合のスギ、ヒノキの最低限実施すべき間伐の時期及び回数

間伐基準表(省力化)

樹種	植栽本数	間伐時期(林齢)			間伐の方法(%、本)	
		初回	2回目	3回目以降	(間伐率(本数)) 間伐本数	
					初回	2回目
スギ	中仕立て	18～	28～	長伐期 施業	(30～40)	(35～45)
	3,000	22	32		800～1000	600～800
ヒノキ	中仕立て	18～	30～		(20～35)	(30～40)
	3,000	24	36		600～800	500～700

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

保育の基準表

保育の種類	樹種	実施年齢・回数	備考
下刈	スギ ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回以上行うこと。	造林木の高さが雑草類の草丈の約1.5倍になるまで行うこと。実施時期は6月上旬～8月上旬を目安とする。
	アカマツ カラマツ	植栽の年から5年間、年1回以上行うこと。	
つる切	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後除伐までの期間に繁茂する状況に応じて適時適処を行うこと。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理すること。実施時期は6月～7月を目安とする。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1回～2回行うこと。	目的樹種以外であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ること。
枝打ち	スギ ヒノキ	生産目標を考慮し、根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は枝下径が6cm程度に生長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回前後行うことを標準とし、1回当たりの枝打ち高さ1.5mを目安とすること。	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。

なお、本基準表は一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な時期、回数、作業方法等を十分検討の上、適切に実行するものとする。

### (3) その他必要な事項

間伐対象林分の高齢級化が進む中で、原木の安定供給を一層促進するとともに、森林所有者の負担軽減を図っていくためには、利用間伐の推進が不可欠であり、森林施業の集約化や合理的な路網整備、高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備を推進し、間伐材の利用拡大等に積極的に取り組むこととする。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林とは、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進する森林であり、その森林の区域は、水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能/土壌保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）に区分して定めることとする。

その森林の区域及び施業の方法は、市町村森林整備計画において定められるものであり、その設定にあたっては、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとする。

なお、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能発揮に支障がないようにするものとする。

#### ア 区域の設定の基準に関する指針

(ア) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の重要な水源の周辺に存する森林であって、水源涵養<sup>かん</sup>機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

##### a 地形

- (a) 標高の高い地域
- (b) 傾斜が急峻な地域
- (c) 谷密度の大きい地域
- (d) 起伏量の大きい地域
- (e) 溪床又は河床勾配の急な地域
- (f) 掌状型集水区域

##### b 気象

- (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
- (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

c その他

大面積の伐採が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能）

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備など、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

a 地形

- (a) 傾斜が急な箇所であること。
- (b) 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。
- (c) 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

b 地質

- (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- (c) 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。
- (d) 流れ盤となっている箇所であること。

c 土壌等

- (a) 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- (b) 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- (c) 石礫地から成っている箇所であること。
- (d) 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）

日常生活に密接な関わりを持つ里山等において、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林であって、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として、次のいずれかに該当する森林

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）

保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成

する森林、希少な生物が生育・生息している森林であって、保健機能の維持増進を図る森林で、次のいずれかに該当する森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林

#### イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）については、伐期<sup>かん</sup>の間隔を拡大するとともに、伐採面積の規模を縮小した皆伐を行い、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）、特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行い、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能とする。なお、長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、希少な生物の保護のために必要な森林については、原則として択伐による複層林施業を選択するものとする、また、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業をすべきものについては、その旨を定めることとする。

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の設定基準及び森林施業の方法については、以下のとおりとする。

### ア 区域の設定の基準に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
(木材等生産機能)

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育に適した森林で、地形等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

### イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

## (3) その他必要な事項

該当なし。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムに対応したものとする。

林道の開設にあたっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

林道の改良については、既設路線における通行車両の安全確保、維持管理経費の節減、林産物の輸送コストの低減等を図るため、計画的かつ効率的に整備する。

#### ○ 基幹路網の現状

(路線、km)

区分	路線数	延長
基幹路網	133	457
うち林業専用道	4	12

注) 令和元年度開設見込み量を含む

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は以下のとおり。

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上



### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

路網密度の水準と作業システムの考え方を踏まえ、基幹路網の整備と併せて森林施業の集約化による効率的な森林施業を実施するための路網を重点化して整備する。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網整備を図る観点から、林道規程、山梨県林業専用道作設指針、山梨県森林作業道作設指針に則り開設する。

### (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

### (6) その他必要な事項

該当なし。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、県、市町村、森林組合等が中心となって、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と県有林、国有林との緊密な連携を図りつつ、以下のとおり推進する。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけや、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、情報の提供や助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林GIS等による森林情報の整備を進めるとともに、関係者による情報の共有に努めるものとする。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業者の体質強化

本計画区内においては、現在4つある森林組合を中心とした林業事業者の組織・経営基盤の強化が必要である。このため、これらの林業事業者においては、業務執行体制の充実、高性能林業機械やICT等の導入による生産性の向上を図るとともに、積極的に施業提案を行って森林所有者と森林経営委託契約を結び、提案型集約化施業の普及・定着により、間伐をはじめとする森林整備の適確な実施に努めるものとする。

また、地域内の林業事業体が連携して事業量の確保に努めるとともに、協業化による組織・経営基盤の強化や、路網と高性能林業機械の組み合わせによる低コスト施業への取り組みによる事業の効率化、また市町村、森林組合等への森林GISの導入及び相互の森林情報の共有等を推進するものとする。

#### イ 林業従事者の養成・確保

森林施業の生産性向上に向けて、県などによる提案型集約化施業を実践できる技術の習得や能力の向上のための研修等により、林業就業者のキャリア形成支援を進めるなどフォローアップ体制を強化する。

さらに、受託募集により新規就労者の採用を斡旋している山梨県林業労働センター等を活用し、高度な林業技術や先進的な林業経営に関する多様な技術研修等を行い、造林から伐採まで幅広い技術・知識を有する人材の育成に努めるものとする。

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

#### ア 高性能林業機械の導入の促進

本計画区の林業事業体による高性能林業機械保有状況は、平成30年度末現在で、プロセッサ1台、ハーベスタ2台、フォワーダ2台、スイングヤーダ4台、その他高性能林業機械3台となっている。利用間伐を推進するため、地域に適した高性能林業機械の活用を促進するとともに、機械稼働率を高め低コスト化に努める。併せて、県などによる講習会の開催等を通じてオペレーターの養成を図ることとする。

#### イ 低コスト作業システムの推進

作業条件に応じた複数の機械の組み合わせや作業方法の選択により、機械作業を効率的に進める低コスト作業システムの推進を図る。地形や路網密度に応じた低コスト作業システムの基準を表4-6-1、4-6-2に示す。実際の作業現場に適用する場合は、経営形態や地域の特性などを考慮する必要がある。

表4-6-1 コスト作業システムの分類例（山梨県森林総合研究所作成）

①	ハーベスタ+(グラップル)+フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル(ウィンチ)木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+(グラップル)+スキッド+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+(フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+(フォワーダ)	

表-4-6-2 低コスト作業システム選択表(山梨県森林総合研究所作成)

傾斜	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	
		⑥	架線系
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

〈傾斜〉 緩:20°未満 中:20°以上~30°未満 急:30°以上

〈路網密度〉 密:100m/ha以上 中:50m/ha以上~100m/ha未満 疎:50m/ha未満

### 低コスト作業システムの例

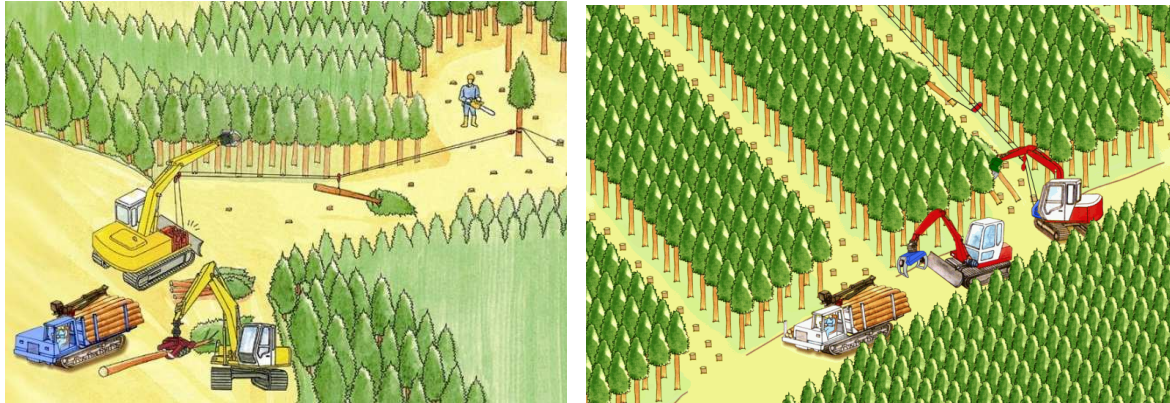
#### 1. チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ…②

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 グラップル
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 フォワーダ



## 2. チェーンソー＋スイングヤード＋プロセッサ＋(フォワーダ)…⑥

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 スイングヤード
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 (フォワーダ)・・・林道敷を土場敷とし、造材後はトラック輸送を目指す



(イラスト提供「イワフジ工業(株)」)

### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する指針

#### ア 木材流通の合理化

本計画区は、県内他地域に比べ充実した森林資源を有するが、原木供給に十分活かしきれていない状況である。そこで、提案型集約化施業の推進等による事業地の取りまとめ、事業者の連携強化等による低コスト施業システムの構築、原木市場を中心としたネットワーク化等による流通体制の整備を推進していくものとする。

また、計画区南部の地域は、戦後早くから植栽に取りかかり、優良材生産を目指し、間伐や枝打ちを積極的に実施してきた。平成21年には「南部の木」として商標登録を行うなど、ブランド化を進めている。

南部町森林組合が運営する木材共販所は、富士川中流域唯一の原木市場であり、毎月1回の市を開催しているが、町内外、県外からも多数の買方が訪れている。

このような地域の特質を活かしつつ、県有林のF S C認証や県産材認証制度も有効に活用することにより、県内及び下流域にあたる静岡地域への素材流通を活発化させていく。

#### イ 木材加工の合理化

南部町森林組合富士川木材共販所は、山梨県森林総合研究所等と連携し、スギ・ヒノキの望ましい乾燥や製材方法の技術向上を図るとともに、製材事業者間の連携による新たなシステムの導入や施設整備の検討を行う。



また、近年の伐期の長期化に伴い、今後は利用間伐を中心とした中目材の供給の増加が見込まれるが、住宅建築材などある程度のロットでの取引に対応できるよう、南部拠点を中心とした集約化による低コスト化に努めるものとする。

#### ウ 需要者と生産・流通・加工を通じた関係者との連携

近年、県内新設住宅着工数はほぼ横ばいであるが、本県は全国平均に比べ木造率が高く、今後も住宅用材として木材利用を進めていく。

その際、消費拡大対策の一環として始められている地域の設計者や大工・工務店、森林所有者、木材加工業者等の連携による顔の見える木材での家づくりを促進し、環境に優しく、地域や流域の風土に合った資材である県産材の利用を推進する。

また、県産木材の利用の促進を通じて林業及び木材産業の振興を目指すことを目的に、平成31年3月に施行された「山梨県県産木材利用促進条例」に基づき、公共建築物の原則的な木造・木質化や、住宅や民間施設への県産木材の利用促進を図るものとする。

#### エ その他

令和元年5月に稼働した身延町内の大型合板工場への木材供給については、事業者間の連携により、安定的な県産材供給を進めていく。

また、製材加工の過程で排出される端材やオガ粉などの製材残材や、森林の伐採過程で発生する曲がり材や小径木等の未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーとして積極的に利用するため、チップ・ペレットへの加工施設や木質燃料ボイラー等の木質バイオマス利用施設の整備を推進する。

### (6) その他必要な事項

近年の自然志向・健康志向の高まりなどから、山村における森林・林業体験活動への参加や山村への定住、森林セラピー®に対する県内外のニーズが高まってきている。また、企業における森林吸収源対策など社会貢献活動への関心も高まっており、やまなし森づくりコミッションの仲介により、企業による森林整備箇所も増加しつつある。これらの活動を通じて、都市と山村との交流を促進するとともに、山村の生活環境基盤の整備を通じて定住条件を改善することにより、山村地域の活性化を図っていくこととする。

## 第4 森林の保全に関する事項

森林の土地の保全については、本計画書にあるⅡ－第2に定める「森林の整備及び保全の目標、基本方針等に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の適正な運用に努める。

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の土地の形質の変更により発生する種々の災害を未然に防止するため、山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林を高度に発揮させる必要のある森林、保安林を林地の保全に特に留意すべき森林として別表のとおり定める。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石または樹根の採掘、開墾その他土石の切取、盛土等の土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとする。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容に留意して、その実施地区の選定を行うものとする。

土石の切取、盛土等を行う場合は、適切な勾配を確保することとし、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設及び地表流下水または地中水を適切に処理するための排水施設を設ける。

その他、土地の形質変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全処置を講ずるものとする。

#### (4) その他必要な事項

土地の形質の変更にあたっては、当該森林の植生、地形、地質、気象等の自然環境、過去に発生した災害及び周辺における土地利用、水利用、景観等を総合的に勘案し、森林の有する土砂の流出・崩壊の防止、水源涵養等の機能の維持が図られるよう十分留意した上で森林の適切な利用を行うものとする。

(別表) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

区分	所在地区(林班)		
	全指定	一部指定	
県有林	1～9, 11～12, 18～27, 29～30, 32～70, 72～73, 75～76, 78～80, 86, 88～92, 96～100, 103～115, 120～121, 124～127, 129, 135～144, 146～164, 166～173, 175～178, 184, 188～190	10, 17, 28, 31, 71, 74, 77, 81～85, 87, 93, 101～102, 116～117, 119, 122～123, 128, 130～133, 165, 174, 179, 181, 183, 185, 187, 191～194	
民有林	市川三郷町	1～2, 4～5, 8～9, 12, 14～15, 17～20, 23～24, 114, 118～121	3, 10, 13, 16, 22, 101～113, 115～117, 201～205, 207, 209～210
	早川町	9, 15～16, 19, 21～22, 24～30, 33～34, 36～49, 52～53, 55, 57～60, 62～66, 75～78, 80～87, 92～99, 106～109, 112～113, 120～130, 132～135, 137～148, 150～157, 159, 161～164, 167～175, 177～185, 188～205, 209～212	2～6, 8, 10～14, 17～18, 20, 23, 31～32, 35, 50～51, 54, 56, 61, 67～74, 79, 88～91, 100～105, 110～111, 114～119, 131, 136, 149, 158, 160, 165～166, 186～187, 206～208
	身延町	14, 16, 28, 30, 33～35, 41～45, 47～49, 53, 56, 68～69, 84～86, 88, 111～112, 114～115, 117～144, 195, 198, 202, 204, 214, 217～303, 311～313, 403～405, 411～412, 416, 420, 430, 433	3～10, 12, 15, 19～20, 22～23, 25, 27, 29, 32, 36～39, 46, 52, 54～55, 57～58, 61～67, 70～74, 76～83, 87, 89～110, 145～146, 148～151, 153～173, 176～177, 179～182, 184～185, 187～188, 190, 192～194, 197, 199～200, 203, 205～213, 215～216, 304～306, 309, 401～402, 408～409, 413～415, 417～419, 421～428, 431～432, 434～437, 439～444
	南部町	1～3, 12～15, 18～21, 23～24, 30～31, 33～34, 48, 54, 60～61, 63, 65～68, 71, 80, 102, 104～105, 112～114, 137, 204～228	4～7, 16～17, 26～29, 35～42, 44～47, 49～51, 53, 55～56, 58～59, 64, 70, 74～79, 81～101, 103, 107～111, 115, 117～128, 130, 132, 135, 139, 141～155, 201～203
	富士川町	3, 103, 105～106, 108～115, 117, 125～129	1～2, 4～6, 8～21, 23～28, 31～102, 104, 107, 116, 118～124, 103～133

区分	面積(ha)		
	全指定	一部指定	計
計画区総数	49,298	12,797	62,095
県有林総数	24,356	5,795	30,151
民有林総数	24,942	7,002	31,944
市川三郷町	1,709	420	2,130
早川町	13,047	2,707	15,754
身延町	4,732	1,871	6,603
南部町	4,380	1,331	5,711
富士川町	1,074	672	1,747



## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ計画事項の第2に定める「森林の整備及び保全の目標に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の整備に関する事項」に即し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配置状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に重点を置いて計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

山地災害の未然防止を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽や本数調整伐等の保安林の整備を行う。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、保安林の指定により対応することから、新たな保安施設地区の指定は行わない。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

災害に強い県土づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害のおそれが高まっていること、及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、緊急に実施を必要とする荒廃地で、山地災害危険地区等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を地域特性等に応じて計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点から関係機関が連携した取組や、地域における避難体制の整備などのソフト対策とあわせて、山地災害の減災、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、貴重な野生動植物の生育・生息環境の保全や環境に配慮した工法の導入等により自然に優しい治山施設の設置に努める。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す森林整備、流木化して下流へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

#### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件を全て満たす森林については、当該保安林を特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特定保安林の区域内で、特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。要整備森林の対象とする森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容等から森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林とする。なお、治山事業の対象地等の、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適當な森林については、要整備森林の対象とはしないものとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期間を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能が確保されるよう早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

#### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の整備や標識の設置等を適正に行うものとする。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の設定及び鳥獣害の防止の方法については、市町村森林整備計画において定めるものとするが、その指針として次により区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する方針等を定めた。

##### ア 区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとするが、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣を対象とすることができる。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林等であって、人工林を基本として設定するが、地域における森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。

また、鳥獣害防止森林区域は林班単位に対象鳥獣別に設定するが、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

その際、関係行政機関等と連携して対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害や対象鳥獣以認については、必要に応じて現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行うものとする。

## 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

本計画区内の松くい虫による被害については、被害面積、被害材積ともに減少しているが、引き続き適切な防除を図るため、市町村や地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図ることとする。

なお、近県に被害が広がっているナラ枯れについては、病原菌を媒介するカシノナガキクイムシの生息域調査や被害木の早期発見と防除に努め、被害拡大の未然防止を図ることとする。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による被害や対象鳥獣以外の鳥獣による被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、市町村等が協力して実施する計画的な防護柵等の設置等、広域的な防除活動等を効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図るための緩衝帯の整備等を推進する。

### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道や啓発のための標識板等を整備しつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

なお、林野火災の防止については、12月～5月の山火事が発生し易い時期を中心に「山火事防止パトロール」を実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行う。

### (4) その他必要な事項

造林のための地ごしらえや害虫駆除のため火入れを行う場合は火入れに関する条例や市町村森林整備計画に定める留意事項に従い、所在市町村長の許可を得て行う。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の規定に基づき、次の事項を指針として、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることができる。

### 1 保健機能森林の区域の基準

次の①～⑤の全ての要件を満たしている森林について保健機能森林の区域を設定することができる。

- ①湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- ②地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設を一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適当であること。
- ③施業の担い手となる林業事業体等が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能であること。
- ④その森林の区域内における施設の整備の状況及び見込み等からみて森林所有者による施設の整備が行われる見込みがあること。
- ⑤施設の設置により、その森林の現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

#### (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水資源涵養、<sup>かん</sup>県土保全等の機能の低下を補完する役割を有していることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、特定広葉樹育成施業など、優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行う。

また、森林所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行う。

## (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備にあたっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて各種施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるように努める。

整備する施設の具体的内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設であることとする。

- ①休養施設、②教養文化施設、③スポーツ又はレクリエーション施設、④宿泊施設、⑤①～④までに掲げる施設の利用上必要な施設

また、市町村森林整備計画においては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めるものとする。

## (3) その他必要な事項

### ア 保健機能森林の管理・運営の方針

(ア) 保健機能森林の管理・運営にあたっては、森林の保全及び施設の維持・管理並びにこれらの実施体制の確立に努めること。

(イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。

(ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に努めること。

### イ 自然環境の保全及び国土の保全

保健機能森林の設定、整備にあたっては、森林の現況、周辺における土地利用の状況等から、当該森林の自然環境保全及び県土保全の機能の把握に努め、自然環境の保全及び土砂流出・洪水発生の防止等県土の保全に配慮すること。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	999	973	26	268	257	11	731	716	15
前半5カ年の計画量	485	467	18	134	123	11	351	344	7

### 2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総数	12,500
前半5カ年の計画量	6,000

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,165	2,092
前半5カ年の計画量	474	1,004

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数	28	40.3	10	19.6	90	59.4	38	32.7
前半5カ年の計画量	14	29.3	5	7.0	19	15.8	3	3.0

詳細については、別紙一覧表のとおり。

## 別紙

## ①開設

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	市川三郷町	桜 峠	0.2	201		1	
小計				1	0.2				
開設	自動車道	林道	富士川町	足 馴 峠	1.4	1,652	○	2	
〃	〃	〃	〃	矢 川 平 尾	0.8	13		3	
〃	〃	〃	〃	仙 洞 田	0.7	68		4	
〃	〃	〃	〃	メ ハ ジ キ	0.7	48		5	
〃	〃	林業専用道	〃	赤石高下支線 1号支線	1.2	126	○	6	
〃	〃	〃	〃	赤石高下支線 1号支線	1.2	86	○	7	
〃	〃	〃	〃	足馴峠2号支線	1.0	73	○	8	
〃	〃	〃	〃	五開茂倉 1号支線	3.0	246	○	9	
開設(改築)	〃	林道	〃	丸 山	(1.0)	2,244	○		
〃	〃	〃	〃	五開茂倉	(1.0)	2,408	○		
〃	〃	〃	〃	五 開	(4.0)	228			
〃	〃	〃	〃	長 知 沢	(1.0)	50			
小計				(4) 8	(7.0) 10.0				
開設	自動車道	林道	早川町	足 馴 峠	1.7	1,652	○	10	
〃	〃	〃	〃	別 当 代 山	0.2	151		11	
〃	〃	〃	〃	戸 屋	2.4	202	○	12	
〃	〃	林業専用道	〃	五開茂倉 1号支線	0.8	246	○	13	
開設(改築)	〃	林道	〃	五開茂倉	(2.1)	2,408			
〃	〃	〃	〃	丸 山	(1.0)	2,244	○		
〃	〃	〃	〃	井 川 雨 畑	(2.0)	6,888	○		
小計				(3) 4	(5.1) 5.1				
開設	自動車道	林道	身延町	八 坂 峠	2.0	625	○	14	
〃	〃	〃	〃	遅 沢 江 尻 窪	0.6	55		15	
〃	〃	林業専用道	〃	小沢川1号支線	3.2	76	○	16	
〃	〃	〃	〃	湯之奥猪之頭 1号支線	1.6	200		17	
開設(改築)	〃	林道	〃	湯之奥猪之頭	(2.0)	1,434			
〃	〃	〃	〃	豊岡梅ヶ島	(2.0)	1,939	○		
小計				(2) 4	(4.0) 7.4				



開設	自動車道	林道	南 部 町	思 親 山	0.8	27		18	
〃	〃	〃	〃	黒 金 鉢	0.2	68		19	
〃	〃	〃	〃	上 古 草 里	0.4	100		20	
〃	〃	〃	〃	樽 峠	1.2	34		21	
〃	〃	〃	〃	貫ヶ岳西	1.2	344	○	22	
〃	〃	〃	〃	大焼御殿山	0.8	39		23	
〃	〃	〃	〃	鯨野森山	1.2	43		24	
〃	〃	〃	〃	地蔵峠	5.5	369	○	25	
〃	〃	林業専用道	〃	貫ヶ岳西 1号支線	1.6	74		26	
〃	〃	〃	〃	上石合山 1号支線	2.1	138	○	27	
〃	〃	〃	〃	石合1号支線	2.6	40	○	28	
開設(改築)	〃	林道	〃	上石合山	(3.5)	219			
小計				(1)	(3.5)				
				11	17.6				
開設合計				(10)	(19.6)				
				28	40.3				

②改良

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	市川三郷町	折 八 古 関	0.5	1,230		
〃	〃	〃	〃	千波滝畑熊	0.5	280		
〃	〃	〃	〃	下 芦 川	0.5	239		
〃	〃	〃	〃	桜 峠	1.0	201		
〃	〃	〃	〃	山 保	0.5	198		
小計				5	3.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士川町	丸 山	0.5	2,244	○	
〃	〃	〃	〃	丸 山 支 線	0.5	93		
〃	〃	〃	〃	櫛 形 山	0.5	2,679	○	
〃	〃	〃	〃	足 馴 峠	1.5	1,652	○	
〃	〃	〃	〃	赤 石 高 下	1.0	753		
〃	〃	〃	〃	池 の 茶 屋	1.0	113		
〃	〃	〃	〃	赤 石 高 下 支 線	1.0	290	○	
〃	〃	〃	〃	北 山	4.7	83		
〃	〃	〃	〃	箱 平	2.6	81		
〃	〃	〃	〃	大 久 保 平	0.5	86		
〃	〃	〃	〃	仙 洞 田	0.5	68		
〃	〃	〃	〃	五 開 茂 倉	0.5	2,408	○	
〃	〃	〃	〃	富 士 見 山	1.0	2,313	○	
〃	〃	〃	〃	五 開	0.5	228		
〃	〃	〃	〃	日 向 町 梅 久 保	0.5	103		
〃	〃	〃	〃	鳥 屋	1.0	53		
〃	〃	〃	〃	柳 川 箱 原	1.0	93		
〃	〃	〃	〃	立 石 清 水	1.0	225		
〃	〃	〃	〃	奥 山	0.5	49		
〃	〃	〃	〃	花 房	0.5	63		
〃	〃	〃	〃	長 知 沢	0.5	90		
〃	〃	〃	〃	清 水 鳥 屋	0.5	141		
〃	〃	〃	〃	小 塚	1.0	104		
〃	〃	林業専用道	〃	足馴峠1号支線	2.0	99	○	
〃	〃	〃	〃	足馴峠2号支線	0.8	73	○	
〃	〃	〃	〃	赤石高下支線 1号支線	0.4	126		
小計				26	26.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	早川町	井 川 雨 畑	0.5	6,888	○	
〃	〃	〃	〃	丸 山	0.5	2,244	○	
〃	〃	〃	〃	足 馴 峠	0.5	1,652		
〃	〃	〃	〃	広 河 原	1.0	766		
〃	〃	〃	〃	富 士 見 山	1.5	2,313		
〃	〃	〃	〃	五 開 茂 倉	1.0	2,408		
〃	〃	〃	〃	別 当 代 山	1.0	151		
〃	〃	〃	〃	赤 沢	0.5	128		
〃	〃	〃	〃	黒 桂	0.5	88		
小計				9	7.0			

拡張(改良)	自動車道	林道	身延町	湯之奥猪之頭	0.5	1,434	○	
"	"	"	"	豊岡梅ヶ島	0.5	1,939	○	
"	"	"	"	大島峠	0.6	36		
"	"	"	"	折八古関	0.5	1,230	○	
"	"	"	"	三石山	2.5	3,710	○	
"	"	"	"	富士見山	1.0	2,313	○	
"	"	"	"	栃代釜額	0.5	580		
"	"	"	"	清子大久保	0.5	68		
"	"	"	"	清子坂本	0.5	60		
"	"	"	"	身延南谷	0.3	92		
"	"	"	"	梅平北清子	0.5	89		
"	"	"	"	北清子	0.3	44		
"	"	"	"	大城奥川	0.5	220		
"	"	"	"	小沢川	0.5	134		
"	"	"	"	相又	0.5	620		
"	"	"	"	勝坂	0.3	84		
"	"	"	"	和平	0.3	88		
"	"	"	"	根子	0.5	331		
"	"	"	"	大磯小磯	0.5	337		
"	"	"	"	久成吉屋	0.2	52		
"	"	"	"	大垓	0.5	358		
"	"	"	"	樋之上	0.5	39		
"	"	"	"	釜額	0.5	400		
"	"	"	"	長野	0.3	291		
"	"	"	"	大島	0.3	337		
"	"	"	"	大垓北	0.3	27		
"	"	"	"	八日市場	0.3	68		
"	"	"	"	林久保	0.3	37		
"	"	"	"	縦	0.2	14		
"	"	"	"	窪	0.2	13		
"	"	"	"	細工田	0.3	15		
"	"	"	"	赤羽根	0.2	37		
"	"	"	"	宮ノ上	0.2	55		
"	"	"	"	大畑	0.1	12		
"	"	"	"	休場中草里	0.2	11		
"	"	"	"	清沢	0.5	125		
小計				36	16.4			

拡張(改良)	自動車道	林道	南部町	三石山	0.5	3,710	○	
"	"	"	"	剣抜大洞	0.5	3,351	○	
"	"	"	"	佐野峠思親山	0.5	248		
"	"	"	"	佐野峠樋之上	0.5	130		
"	"	"	"	佐野峠	0.5	88		
"	"	"	"	成島	0.5	502		
"	"	"	"	大焼	0.5	48		
"	"	"	"	佐野川	0.5	443		
"	"	"	"	杉の沢	0.5	57		
"	"	"	"	大嶺平柿元	0.5	274		
"	"	"	"	上石合山	0.5	219		
"	"	"	"	下石合山	0.5	53		
"	"	"	"	栄中部	0.5	119	○	
"	"	"	"	大峠	0.5	265	○	
小計				14	7.0			
拡張(改良)合計				90	59.4			

③舗装

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	市川三郷町	下 芦 川	2.0	239		
〃	〃	〃	〃	桜 峠	1.0	201		
小計				2	3.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	富 士 川 町	足 馴 峠	1.0	1,652	○	
〃	〃	〃	〃	赤石高下支線	1.0	290	○	
〃	〃	〃	〃	箱 平	1.0	81		
〃	〃	〃	〃	北 山	0.5	83		
〃	〃	〃	〃	天 池	0.5	129		
〃	〃	〃	〃	日向町梅久保	0.5	103		
〃	〃	〃	〃	立 石 清 水	0.5	225		
〃	〃	〃	〃	奥 山	0.5	49		
〃	〃	〃	〃	花 房	0.5	63		
〃	〃	〃	〃	長 知 沢	0.5	50		
〃	〃	〃	〃	鳥 屋	0.5	53		
〃	〃	〃	〃	柳 川 箱 原	1.0	93		
〃	〃	〃	〃	清 水 鳥 屋	1.0	141		
小計				13	9.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	早 川 町	足 馴 峠	0.5	1,652		
〃	〃	〃	〃	別 当 代 山	0.5	151		
〃	〃	〃	〃	戸 屋	1.0	185	○	
小計				3	2.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	身 延 町	根 子	0.7	331		
〃	〃	〃	〃	相 又	1.0	620		
〃	〃	〃	〃	大 城 奥 川	0.3	220		
〃	〃	〃	〃	小 沢 川	0.5	134		
〃	〃	〃	〃	大 垓 北	0.2	27		
〃	〃	〃	〃	清 沢	0.5	125		
小計				6	3.2			
拡張(舗装)	自動車道	林道	南 部 町	剣 抜 大 洞	4.0	3,351		
〃	〃	〃	〃	大 焼	1.0	87		
〃	〃	〃	〃	大 森 鉤 取	1.0	268		
〃	〃	〃	〃	成 島	1.0	502		
〃	〃	〃	〃	大 垓 塩 沢	1.0	518		
〃	〃	〃	〃	杉 の 沢	1.0	57		
〃	〃	〃	〃	大 嶺 平 柿 元	1.0	274		
〃	〃	〃	〃	佐 野 川	1.0	443		
〃	〃	〃	〃	細 久 保	0.5	60		
〃	〃	〃	〃	貫ヶ岳西	1.0	344		
〃	〃	〃	〃	上 石 合 山	0.5	219		
〃	〃	〃	〃	下 石 合 山	0.5	53		
〃	〃	〃	〃	峰	1.0	108		
〃	〃	〃	〃	下 野 石 神 峠	1.0	191		
小計				14	15.5			
拡張(舗装)合計				38	32.7			

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画面積	指定面積	備考
総数(実面積)	45,164	44,786	756	
水源のかん養のための保安林	39,638	39,455	375	
災害の防備のための保安林	5,596	5,400	401	
保健、風致の保存等のための保安林	1,671	1,671	0	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

#### ②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積:ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	計			375	187		
	水源かん養	峡南林務環境事務所	市川三郷町	33	17	水源かん養のため	
			富士川町	30	15	〃	
			身延町	125	62	〃	
			南部町	78	39	〃	
			早川町	109	54	〃	

単位 面積:ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	計			401	200		
	災害防備	峡南林務環境事務所	市川三郷町	35	18	災害防備のため	
			富士川町	32	16	〃	
			身延町	134	67	〃	
			南部町	83	41	〃	
			早川町	116	58	〃	

単位 面積:ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	計			0	0		
	保健風致 の保全等	峡南 林務 環境 事務 所	市川三郷町				
			富士川町				
			身延町				
			南部町				
			早川町				

単位 面積:ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村				
解除	計			10	5		
	水源 かん養	峡南 林務 環境 事務 所	市川三郷町	2	1	公共事業等による解除	
			富士川町	2	1	〃	
			身延町	2	1	〃	
			南部町	2	1	〃	
			早川町	2	1	〃	

単位 面積:ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村				
解除	計			10	5		
	災害防備	峡南 林務 環境 事務 所	市川三郷町	2	1	公共事業等による解除	
			富士川町	2	1	〃	
			身延町	2	1	〃	
			南部町	2	1	〃	
			早川町	2	1	〃	

単位 面積:ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村				
解除	計			0	0		
	保健風致 の保全等	峡 南 林 務 環 境 事 務 所	市川三郷町				
			富士川町				
			身延町				
			南部町				
			早川町				

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし

**(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等**

該当なし。



### (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

市町村	計画	森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
		区 域		前半5ヵ年の 地区数			
		民 有 林	県 有 林				
市川三郷町	前期	20,101,102,111	144	5	5	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	106,107,114,115,118	133	6			
富士川町	前期	3,10,11,12,16,17,19,22,25 ,26,30,31	83,84,87,108,110,128,129	19	19	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	32,104,130	20,82,86,105,112,113,117 ,119,130,132	13			
身延町	前期	19,20,34,37,55,56,63,76,7 8,80,85,135,185,200,202, 204,205,310,312,401,414	101,102,103,104,150,164, 165,168,173,183	31	31	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	35,38,39,40,53,54,65,67,7 1,72,73,79,113,139,154,1 98,418,440	10,147,148,149,152,160,1 61,162,165,166,167,171,1 75,176,177,184	34			
南部町	前期	3,4,27,28,29,55,60,66,67, 68,81,84,105,106,113,210 ,211	6,174	19	19	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	13,14,15,16,17,18,37,44,4 5,49,74,75,76,201,204,20 5,207,208	1,2,188	21			
早川町	前期	10,18,34,41,42,43,44,48,4 9,61,62,63,80,113,114,12 2,123	28,29,70,74,76,91	23	23	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	14,38,45,47,55,56,71,88,1 39,140,156,154,211	19,26,27,30,31,53,54,55,5 6,57,58,61,62,80,81,90	29			
計	前期			97	97		
	後期			103			
	計						

注) ・地区数については、保安林整備、保全施設の林班数を区分せず一括して計上

(保全施設については、計画期間中に一部概成以上になる林班のみを計上)

## 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし。

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### (1) 保安林の施業方法

森林法第33条の規定による指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。）</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
防風保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐とする。</p> <p>また、その程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。)にあつては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内とする。</p> <p>2) 皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部または相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20m以上にわたり帯状に残存することとなるようにする。</p> <p>3) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>4) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、該当保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗をおおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして、注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
防火保安林	<p>1) 原則として伐採を禁止する。</p>		

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水害防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
風致保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、風致の保存のため特に必要があると認められる森林あつては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
保健保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
落石防止保安林	<p>1) 原則として禁伐とする。 但し、緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
干害防備保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度毎に公表された皆伐面積の範囲内であり一箇所当たりの面積の限度は2ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。なお、伐採方法が禁伐の森林にあつては、原則として間伐も行わないものとする。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超

えるときは、10分の3とする。

- (2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

$V_o$

$V_o$ : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

$V_s$ : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- 3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

- 4 植栽本数は、おおむね1ha当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V: 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。原則として当該森林の森林簿又は森林調査簿に示されている植栽する樹種に係る地位級をもって表す。

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

- 5 標準伐期齢は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢による。

## (2) 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

## (3) 自然公園内の施業方法

ア 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項の規定により国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 別 保 護 地 区	<p>禁伐とする。</p> <p>但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。</p>
第 一 種 特 別 地 域	<p>1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。</p> <p>但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>3) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算定した択伐率は、当該区分の現在蓄積の10%以下とする。</p>
第 二 種 特 別 地 域	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は択伐法によるものとする。</p> <p>但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 公園計画に基づく公園事業に係る施設(車道、歩道等)、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、薪炭林を除く。)は原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算出した択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては現在蓄積の60%以下とする。(ただし、この場合においても、市町村森林整備計画に定める択伐率以下となるようにすること。)</p> <p>5) 皆伐法による場合、上記3)の規定による他、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は2ha以内とする。</p> <p>但し、樹冠疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または公園事業に係る施設(車道、歩道等)、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。</p>
第 三 種 特 別 地 域	<p>第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施するものとする。</p>

#### イ 県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。



#### (4) 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った兩岸 20m幅以内の区域及び溪流兩岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。</p> <p>2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が 10ha を超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>3) 伐根は原則禁止とする。やむを得ず伐根を行う場合は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐 採 の 限 度 及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

#### (5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

## (6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。
伐採の限度	皆伐できる伐採の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。

## (7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第125条並びに山梨県文化財保護条例第35条により文化庁長官または県教育委員会の許可が必要である。

## (8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財の調査以外の目的で掘削等の行為を行う場合には、文化財保護法第93条又は第94条に基づく届出が必要である。

## (9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

## (10) 風致地区に指定された森林の施業方法

風致地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県風致地区条例により知事の許可が必要である。

なお、当該条例により、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものについて、許可するものとする。

- ア 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築または移転及び宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更を行う為に必要な最小限度の伐採
- イ 森林の択伐
- ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（都市の風致の維持上特に重要な森林で、あらかじめ知事が指定した箇所を除く。）で、伐採区域の面積が1 ha以下のもの。

### (11) 自然環境保全地区等の施業方法

#### ア 自然保存地区

自然保存地区の特別地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然環境保全法第46条及び山梨県自然環境保全条例第13条第3項により知事の許可が必要である。

特別地区内での伐採は、伐採方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない方法によるものについて許可するものとする。

#### イ 景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準〉

- a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%
- b その他の場合：伐採対象面積 300 m<sup>2</sup>

#### ウ 自然造成地区

自然造成地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条第1項により知事に届出が必要であり、また同条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条）で定める基準〉

- a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%
- b その他の場合：伐採対象面積 300 m<sup>2</sup>

#### エ 自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

## (12) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法

各種法令等を遵守した森林施業を実施するとともに、森林生産活動との調和を図りながら、世界文化遺産にふさわしい景観に十分配慮した森林整備を推進することが必要である。

## (13) ユネスコエコパーク区域の施業方法

各種法令等を遵守した森林施業を実施するとともに、森林生産活動との調和を図りながら、生態系の保全と持続可能な自然と人間社会の共生がなされるよう、十分配慮した森林整備を推進することが必要である。